

市場環境の変化に対応した通信政策の在り方

電気通信事業分野における

公正競争の確保の在り方

報告書

2024年10月29日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会

通信政策特別委員会

公正競争ワーキンググループ

はじめに	1
第1章 電気通信事業分野における公正競争の確保に関する基本的な考え方	2
第2章 NTT 東西の通信インフラの在り方	4
第1節 NTT が果たすべき役割とその線路敷設基盤や電気通信設備の在り方	4
第2節 NTT 東西のアクセス部門の運営主体の在り方	7
第3節 NTT 東西の分離の在り方	10
第3章 NTT 東西等の業務の在り方	12
第1節 NTT 東西の本来業務の在り方	12
第2節 NTT 東西の本来業務以外の業務の在り方	15
第3節 NTT 持株による事業の実施の在り方	18
第4章 NTT グループに関する公正競争の確保の在り方	20
第1節 NTT に対する累次の公正競争条件の在り方	20
第2節 電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方	23
第5章 ネットワークの開放の促進等の在り方	25
第1節 メタル固定電話の接続ルールの在り方	26
第2節 利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方	28
第3節 5G におけるネットワーク開放の在り方	30
第4節 禁止行為規制の在り方	32
第6章 線路敷設基盤の開放の促進等の在り方	34
第1節 線路敷設基盤の開放の促進の在り方	34
第2節 インフラシェアリング事業の促進の在り方	36
第7章 市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方	38
第1節 電報事業の規律の在り方	38
第2節 メタル固定電話の料金規制の在り方	40
第3節 ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方	41
資料編	43

■ 本報告書における主要な事業者・法律の表記は以下のとおり。

NTT持株	日本電信電話株式会社
NTT東西	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
NTT	NTT持株及びNTT東西
NTT法	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)

はじめに

情報通信審議会では、2023年8月に総務大臣から、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第30号)の施行状況を含め、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について諮問¹がされたことを受け、電気通信事業政策部会の下に通信政策特別委員会を設置し、具体的な検討を進めてきた。

2023年9月から12月までの委員会における検討を踏まえ、2024年2月に取りまとめた第一次答申²では、情報通信産業の国際競争力の強化を進める上で、早期に結論が得られたものとして「速やかに実施すべき事項」³を提言したが、当該事項以外の論点(今後更に検討を深めていくべき事項)は、多岐にわたり、国民・利用者や電気通信事業者等に重大な影響が生じ得るものであるため、第一次答申で整理した検討の基本的方向性に基づき、引き続き関係者の意見を幅広く聴きながら議論を深めることとした。

以上を踏まえ、通信政策特別委員会は、公正競争ワーキンググループ(本WG)を含む3つのワーキンググループ⁴を開催することとし、「今後更に検討を深めていくべき事項」のうち、電気通信事業分野における公正競争の確保の在り方について、2024年1月から10月まで、本WGにおいて9回の会合を開催し、事業者、団体等の関係者のヒアリングを行いながら、検討を重ねてきたところである。

本報告書は、上記の検討を踏まえ、構造規制と行為規制によるサービス競争と設備競争の促進を基本的な考え方とした上で、今後の電気通信事業分野における公正競争の確保の在り方について、政策の方向性を整理したものである。

¹ 2023年8月28日情報通信審議会諮問第28号。

² 情報通信審議会答申 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次答申」(2024年2月9日)。

³ NTT法におけるNTTの研究の推進責務及び研究成果の普及責務の撤廃や外国人役員規制の緩和など。

⁴ 他に、「ユニバーサルサービスワーキンググループ」、「経済安全保障ワーキンググループ」を開催している。

第1章 電気通信事業分野における公正競争の確保に関する基本的な考え方

1. 「構造規制」と「行為規制」による「サービス競争」と「設備競争」の促進

通信サービスは、国民生活や経済活動の基幹インフラであり、社会全体のデジタル化の更なる進展が見込まれる中で、利用者のニーズに応じて「サービスの多様化・高度化、低廉化」を図るとともに、技術の進展に応じて「ネットワークの高度化」を図ることは、通信政策の果たすべき大きな役割の一つである。

1985年の電気通信市場の自由化後、「サービスの多様化・高度化、低廉化」や「ネットワークの高度化」は、市場原理に基づき、多様な事業者間の競争を通じて図ることを基本としている。具体的には、

- ・「ネットワークの高度化」は、設備競争(電気通信回線設備(回線設備)を自ら設置する事業者(回線設置事業者)間の競争)を通じて図ることを基本とし、その確保には、線路敷設基盤(電柱・管路等)を保有しない者でも回線設備が設置できるように線路敷設基盤が開放されていること等が重要となる。
- ・また、「サービスの多様化・高度化、低廉化」は、サービス競争(回線設置事業者に加えて、回線設置事業者から回線設備を借りてサービス提供を行う事業者(回線非設置事業者)も含めた競争)を通じて図ることを基本とし、その確保には、回線非設置事業者でも回線設備を利用したサービスが提供できるようにネットワークが開放されていること等が重要となる。

しかし、電気通信事業は、その実施に多額の設備投資が必要であり、規模の経済性やネットワーク外部性によって独占に向かいやすい構造にある中で、現に、NTTが、全国津々浦々に電電公社から承継した線路敷設基盤を保有し、その上に設置した回線設備で独占的なシェア(メタル回線:約93%、光ファイバ:約73%(2023年度末))を有している状況等に鑑みると、市場原理に全て委ねた場合は、サービス競争や設備競争の確保が困難となることが懸念される。

このため、これまで電気通信事業法とNTT法が両輪となって、市場を補完する機能を担ってきたところであり、具体的には、

- ・電気通信事業法では、独占的事業者の回線設備のボトルネック性等に着目して、ネットワークの開放義務や不当な優遇禁止等の「行為規制」を定め、
- ・NTT法では、NTTの公益性や、巨大性・独占性に着目して、NTT持株やNTT東西の業務範囲等を制限する「構造規制」を定める

ことによって、公正競争の確保を図ってきたところである。

電気通信市場の自由化後約40年が経過し、通信サービスの中心は、固定電話からIP電話、ブロードバンドやモバイルに大きく変化し、市場では、多様な事業者が活発に事業展開を行っているが、これらの事業者のサービスが、NTTが全国津々浦々に保有する線路敷設基盤とその上に設置された光ファイバ等の回線設備に大きく依存する状況に変わりはないところである。

このため、引き続き、市場原理のみに委ねていたのでは公正競争（「競争条件の公正」と「競争行為の公正」）の確保が困難な場合は、「構造規制」と「行為規制」を両輪として必要な措置を講じ、「サービス競争」と「設備競争」の双方を促進することによって、「サービスの多様化・高度化、低廉化」と「ネットワークの高度化」の実現を図ることが適当である。

2. 「検証」を通じた規制のPDCAサイクルの確保

電気通信事業分野は、技術革新が著しく市場環境の変化も激しいことから、公正競争を確保するためには、透明性をもって規制の遵守状況や競争環境を検証し、必要に応じて、規制の内容はもとより、事前規制・事後規制といった手法を含む規制の在り方について不斷に見直していくことが不可欠である。

このためには、「電気通信市場やその隣接市場としての非電気通信市場を含めた市場の画定(Plan)」、「制度の運用(Do)」、「市場評価や規制の遵守状況・実効性の検証(Check)」、「その結果を踏まえ、必要に応じた制度の見直し(Action)」というPDCAサイクルを適切に回し、透明性や実効性が確保された形で、時代に即した規制の見直しを図る体制を構築することが重要となる。

以上を踏まえ、そのような体制を構築する観点から、検証を通じた規制のPDCAサイクルについては、現在、総務省の電気通信市場検証会議で行っている検証の枠組み等を参考にしつつ、法的に位置付けることが適当である。

第2章 NTT 東西の通信インフラの在り方

第1節 NTTが果たすべき役割とその線路敷設基盤や電気通信設備の在り方

1. 現状と課題

(1) NTT東西の通信インフラの役割

通信サービスの提供には、利用者と繋がった「電気通信設備」が必要となり、電気通信設備の設置には、電柱・管路等の「線路敷設基盤」が必要となるところ、NTT東西の「線路敷設基盤」と「電気通信設備」は、以下のとおり、我が国の通信インフラ全体を支える公共的な役割を担っているところである。

- ① NTT東西の「線路敷設基盤」は、電電公社から承継した全国規模の基盤であり、他事業者による同規模の基盤の構築は事实上不可能なこと等に鑑みると、全国津々浦々の利用者との間に「電気通信設備」を設置する上で特別な役割を担っていること
- ② NTT東西の「電気通信設備」は、メタル回線で約93%、光ファイバで約73%の回線シェアとなっており、多額の設備投資を行い電気通信設備を設置できる者が限られる中で、他事業者によるFTTHの提供や、携帯電話のエントランス回線(局舎と基地局との間の回線)にも利用されるなど、固定通信・移動通信双方のサービスの提供を支える基盤となっていること

(2) NTT東西の線路敷設基盤や電気通信設備の維持等

NTT東西の線路敷設基盤や電気通信設備は、これらの開放によって、設備競争やサービス競争を促進することも重要であるが、我が国の通信インフラ全体を支える公共的な役割に鑑みれば、その適切な設置・維持を図ることも重要となるため、NTT東西の「電気通信設備」については、NTT法上、NTT東西に対し、

- ① 地域電気通信業務(本来業務)は、原則として自ら設置した電気通信設備を用いて行うこと(自己設置要件)
- ② サービス提供の基礎となる重要な電気通信設備(電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備)の譲渡等について、総務大臣の認可を受けること

を義務付けているのに対し、NTT東西の「線路敷設基盤」については、電気通信設備ではなく工作物等に該当し、その譲渡又は担保は、重要な電気通信設

備の譲渡等の認可の対象外となるため、現在、線路敷設基盤の譲渡等には規制がない状況にある。

このような状況の中、NTTからは、設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による効率化を図ることができないため、上記①・②の規律の見直しを求める意見が示されており、NTT東西の「線路敷設基盤」や「電気通信設備」が今後果たすべき役割等を踏まえ、これらに関する規律の在り方を検討することが必要となっている。

2. 取組の方向性

(1) NTTが果たすべき役割

NTT東西の線路敷設基盤とその上に設置された電気通信設備は、我が国の固定通信と移動通信のサービスを支える重要な基盤であり、社会全体のデジタル化が進展し、あらゆる「ヒト」や「モノ」が通信ネットワークを通じて繋がる社会が到来する中で、その重要性は更に高まることが見込まれるところである。

今後も、他事業者による同規模の線路敷設基盤の構築は事実上不可能であること、また、線路敷設基盤の開放ルールはあるものの、多額の設備投資が必要であり、他事業者による同規模の電気通信設備の設置も困難(回線設置事業者の事業展開も地域限定的)であること等に鑑みると、NTT東西の線路敷設基盤と電気通信設備には、我が国の通信インフラ全体を支え、また、高度化を通じて設備競争を補完する公共的な役割を果たすことが求められる。

そして、このような公共的な役割を安定的に確保することが、我が国の国民生活や経済活動の維持・発展に重要であること等に鑑みると、NTTは、その線路敷設基盤等に関し、以下のようないくつかの役割を果たすべきと考えられる。

- ① 我が国の通信インフラ全体を支える観点から、その線路敷設基盤を適切に維持するとともに、その上に電気通信設備を適切に設置・維持すること
- ② 設備競争を補完する観点から、電気通信設備の高度化を図り、もって電気通信サービスの多様化・高度化に寄与すること

(2) NTT東西の線路敷設基盤の譲渡等に関する認可制の導入等

NTT東西の線路敷設基盤は、他事業者による同規模の基盤構築が事実上不可能である中で、我が国の通信インフラ全体を支え、通信サービスの安定的な提供等を確保する上で重要な役割を有すること等に鑑みると、その適切な維

持を図る観点から、その譲渡等については、規制コスト等を踏まえて対象範囲を検討した上で、認可の対象とすることが適当である。

また、現在、重要な電気通信設備の認可は、譲渡又は担保を対象としているところ、譲渡又は担保だけでなく、処分する場合も、通信サービスの安定的な提供への支障が懸念される点は同じであるため、線路敷設基盤の譲渡等の認可を含めて、認可の対象となる行為には、譲渡又は担保だけでなく、処分を含めることが適当である。

なお、NTT東西のメタル回線設備は2035年頃を目途に縮退する見込みであるなど、今後もネットワークを取り巻く環境の変化や技術の進展等が想定されるため、線路敷設基盤の譲渡等に関する規律の在り方については、これらの環境変化を踏まえつつ、電気通信設備や線路敷設基盤の効率的な保有・運用とサービスの安定的な提供を併せ確保する観点から、引き続き検討することが適当である。

(3) NTT東西の電気通信設備の自己設置要件の例外追加

NTT東西の自己設置要件は、その線路敷設基盤を死蔵せずに有効活用し、電気通信設備の適切な設置・維持を確保することによって、我が国の通信サービスの安定的な提供を確保するとともに、自己設置する電気通信設備の高度化を通じて設備競争の補完を図る役割を有するものであり、その重要性に鑑みれば、引き続き維持することが適当である。

ただし、後述のとおり、今回、NTT東西の本来業務について県域業務規制を撤廃し、県間業務を本来業務とするため、県間業務も自己設置要件の対象になり得るところ、県間業務は、これまで他者設備により実施しても特段の問題が生じておらず、新たに自己設置要件を課す必要性が高いとはいえないこと等から、自己設置要件の例外として扱うことが適当である。

なお、自己設置要件の扱いは、その例外の在り方を含め、ユニバーサルサービスワーキンググループでも議論しているところであるため、その議論の結果と整合性を図りつつ、整理することが適当である。

第2節 NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方

1. 現状と課題

NTT東西の線路敷設基盤や電気通信設備は、NTT東西だけでなく他事業者のサービス提供上も不可欠であることから、設備競争やサービス競争を促進するためには、これらを単に開放するだけでなく、事業者間で利用の同等性・公平性が確保される形で開放することが重要である。

このような観点から、利用の手続や条件に関して、線路敷設基盤については総務省において「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(2001年策定)を定め、電気通信設備については電気通信事業法において第一種指定電気通信設備(NTT東西のアクセス回線等)に関する接続ルール等を定めることにより、NTT東西の線路敷設基盤等の適切な開放を図っているところである。

これに加えて、線路敷設基盤等を「設置・管理する部門(設備部門)」と「利用する部門(利用部門)」が同一の会社に属する場合は、利用の同等性・公平性の確保が徹底されないおそれがあるため、特に不可欠性が高い第一種指定電気通信設備については、設備部門と他部門との間でファイアウォールを強化するための体制整備(機能分離)が義務付けられている。

機能分離の場合も、設備部門と利用部門が同一の社内に属する点に変わりはないところ、今回、NTTに対する構造規制が緩和されるのであれば、利用の同等性・公平性の確保を更に徹底する観点から、NTT東西のアクセス部門の資本分離(NTTグループ外で別会社化)が必要との意見が示されたこと等を踏まえ、NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方を検討することが必要となっている。

2. 取組の方向性

(1) NTT東西のアクセス部門の運営主体として考えられる案

今回検討するNTT東西の「アクセス部門」とは、NTT東西のアクセス回線と中継回線のうち、アクセス回線とこれを設置するための線路敷設基盤を設置・管理する部門のことである。

NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方については、アクセス部門と利用部門(アクセス部門が設置・管理するアクセス回線等を利用する部門)を「同一の会社」や「同一のグループ」に属させるか否かに応じて分類し、アクセス部門を同一のグループに属させない場合は、更にアクセス部門が属する会社の株主の属性に応じて分類した場合、以下の4案が考えられる。

- ① NTT東西が引き続きアクセス部門を運営
- ② NTTグループ内でアクセス部門を別会社化(構造分離)
- ③ 資本分離(アクセス部門をNTTグループ外で別会社化)して国有化
- ④ 資本分離して民営化

(2) NTT東西のアクセス部門の扱い

NTT東西のアクセス部門の在り方については、利用の同等性・公平性の確保を中心に公正競争の観点からの検討は当然必要であるが、NTT東西の線路敷設基盤や電気通信設備は、我が国の通信インフラを支える公共的な役割を担っていることや、その在り方はNTTの経営に与える影響が大きいこと等に鑑みると、公正競争以外の通信政策との関係や実現可能性の観点から多角的に検討を行うことが適当である。

このため、今回、上記4案について、通信政策との関係からは、第一次答申(2024年2月)で整理した「通信政策として確保すべき事項」である「1)ユニバーサルサービスの確保」、「2)公正競争の確保」、「3)国際競争力の確保」、「4)経済安全保障の確保」の観点から検討し、実現可能性の観点からは、「5)分離に伴うコスト」、「6)既存株主への影響」について検討したところである。

これらの観点を総合的に勘案すると、以下の点等から、直ちにアクセス部門の分離を行うのではなく、まずは、総務省において、ネットワークの開放ルール等の見直しや、本報告書で提言する公正競争の確保のための措置(累次の公正競争条件の法定化等)を着実に講じ、その効果を見極めることが適当である。

- ① アクセス部門の分離は、現時点では、以下の点等に鑑みれば、費用対効果の観点からは最善のものとは言い切れないこと
 - ・ アクセス部門の分離を行った場合、利用の同等性・公平性の確保が一層徹底されサービス競争に資すると考えられる一方、設備の高度化やコスト効率化が確保されず設備競争が後退する懸念があること
 - ・ 分離に伴い相当のコストを要することや既存株主への影響を考慮する必要があること
- ② ①の点に鑑みると、まずは、アクセス部門の分離の趣旨である利用の同等性・公平性の確保について、ネットワークの開放ルール等の見直しを含む他の手段による措置の要否を含め、検討することが適当であること

その上で、本報告書等に基づく措置の効果が十分に得られず、NTT東西と他事業者との間で利用の同等性・公平性が確保されていないと認められる状況等が生じた場合には、利用の同等性・公平性の確保を徹底する観点から、アクセス部門の分離を含む措置について改めて検討することが適当である。

[詳細] NTT東西のアクセス部門の在り方に関する検討

1) ユニバーサルサービスの確保

アクセス部門の分離により設備投資やコスト効率化が停滞する懸念がある一方、アクセス部門が保有する資産の利用の同等性・公平性の確保が徹底され、ユニバーサルサービスの確保に好影響を与える可能性もあると考えられるが、いずれの形態においても、ユニバーサルサービスの制度設計次第であり、アクセス部門の運営主体とは中立的と考えられる。

2) 公正競争(設備競争・サービス競争)の確保

アクセス部門が分離された場合は、投資インセンティブが働くくなり、設備の高度化やコスト効率化が確保されない懸念があるほか、アクセス部門の分離後も設備シェアが高く、さらに独占性が高まれば、他の回線設置事業者が淘汰され、設備競争が後退する懸念があると考えられる。

他方で、現在の第一種指定電気通信設備に関する接続ルール等が維持された上でアクセス部門が分離されれば、利用の同等性・公平性の確保が一層徹底されることになるため、サービス競争の促進に資すると考えられる。

3) 国際競争力の確保

アクセス部門の分離とは別に海外事業の展開は可能であるため、国際競争力の確保については、アクセス部門の運営主体とは中立的であると考えられる。

4) 経済安全保障の確保

アクセス部門を資本分離して国有化することが経済安全保障に最も資する面があるものの、経営形態にかかわらず、外資規制等、経済安全保障を確保するための規律を課すことが重要と考えられる。

5) 分離に伴うコスト

分離に伴うコストについては、イニシャルコストとして別会社化に伴う改装、周知広報等の費用を要するほか、ランニングコストは総務・企画等のオーバーヘッド組織の重複等により増大すると考えられる。また、分離に要する期間については、分離のための法案成立時点から2年程度が必要である等、相当の期間を要すると考えられる。

6) 既存株主への影響

アクセス部門の分離によるメリットや対価がなければ、株式価値を毀損して株主利益に大きな影響を与えることから、既存株主への配慮が必要である。また、NTTの財源確保に関する制約や株価に与える影響等を踏まえた検討を行う必要があり、株主や株式市場への影響を十分かつ慎重に考慮する必要があると考えられる。

第3節 NTT東西の分離の在り方

1. 現状と課題

NTT東日本とNTT西日本は、NTT法上、それぞれ東日本地域又は西日本地域で地域電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とされ、本来業務も、この目的を達成するため、それぞれの業務区域で地域電気通信業務を営むこととされている。現在、これらの規定により、NTT東西の分離が図られているところである。

NTT東西の分離は、NTT再編時(1999年)に、競争事業者として期待されるケーブルテレビ事業者等が、短期間でNTTの地域通信網に代替する可能性は極めて低く、地域通信市場で設備競争が進展していない状況等を踏まえ、

- ① NTT東西間でコスト構造や収益構造の比較・検証等を可能とすることによって非効率性の排除(比較競争)を図るとともに、
- ② NTT東西が相手方の業務区域に相互に参入し得る市場構造にすることによって各地域における独占の弊害の抑止(直接競争)を図る観点から行われたものである。

NTT東西の分離後、NTT東西間の直接競争はこれまで行われておらず、また、IP化等の進展により、競争上、距離や地理的単位による区分の重要性が希薄化する中で、NTTから、更なる事業成長や抜本的なコスト改革のためにNTT東西の統合が経営の選択肢となるよう見直すべきとの意見があつたこと等を踏まえ、NTT東西の分離の在り方について検討するものである。

2. 取組の方向性

NTT東西の分離の趣旨は、NTT東西間の「比較競争」による非効率の排除と「直接競争」による独占の弊害の抑止であるところ、NTT東西が分離されることによって、接続料や卸料金等について、NTT東西間の料金の差異やコスト構造の比較等を踏まえて効率化の検証が可能となっていることに鑑みると、「比較競争」による非効率性の排除には、引き続き一定の意義があるものと考えられる。

他方、NTT東西間の「直接競争」は、競争事業者との設備競争が進展していない状況等を踏まえ、設備競争を補完する観点から、NTT東西間の設備競争を図るものであるところ、これまで「直接競争」の実績はないことに鑑みると、「直接競争」に、NTT東西を分離する積極的な意義があるとまではいえないと考えられる。

しかし、未だ競争事業者との設備競争は西日本を中心に限定的であり、そのよ

うな中でNTT東西が統合された場合、規模の経済性がより働きやすくなること等によって、地域の回線設置事業者が淘汰され、設備競争が困難となる事態が懸念されるため、NTT東西の分離を維持することは、各地域で設備競争を行うことができる環境を下支えする効果を有することになる。

また、NTTは、NTT東西の更なる事業成長や抜本的なコスト改革の必要性からNTT東西の統合を要望しているところ、NTT東西の分離には、上記のような公正競争上の意義があることに鑑みると、NTTは、引き続き現状で可能なコスト削減策を講ずるなど、他に採り得る手段を検討・実施すべきと考えられる。

以上の点から、NTT東西の分離は、引き続き維持することが適当である。

ただし、NTT東西については、メタル固定電話は赤字傾向が続き、FTTHやIP電話は契約数の伸びが鈍化する中で、2035年頃に維持限界を迎えるメタル回線設備の円滑な縮退を図ることが必要となるなど、その経営環境は厳しさを増していく状況にあることから、NTT東西の分離の在り方については、NTT東西の経営状況等を注視しつつ、NTT東西の統合が公正競争に与える影響、事業成長やコスト改革のために他に採り得る手段等を踏まえ、引き続き検討することが適当である。

第3章 NTT 東西等の業務の在り方

第1節 NTT東西の本来業務の在り方

1. 現状と課題

(1) NTT東西の本来業務(地域電気通信業務)

NTTは、1985年の設立当初は、国内電気通信事業を営む会社として、全国を対象に長距離通信を含めてサービス提供をしていたところ、1999年に、持株会社の下に、長距離通信を行う会社(NTTコミュニケーションズ)と地域通信(県内通信)を行う二の会社(NTT東西)を置く形に再編された。

長距離通信の会社と地域通信の会社に分割されたのは、当時競争の中心であったメタル固定電話には、県内通話や県外通話など、距離に応じたサービス区分があり、長距離通信市場が地域通信市場とは別に存在する中で、アクセス回線を独占的に保有する地域通信市場の支配的事業者が長距離通信も併せて行う場合、長距離通信市場の競争が機能しないことが懸念されたためである。

このため、NTT東西の本来業務は、それぞれ東日本地域又は西日本地域において県内通信を扱う業務(地域電気通信業務)とされ、長距離通信(県間通信・国際通信)の実施は、本来業務以外の業務としても認められなかつた。

(2) 活用業務としての県間業務の実施

NTT再編後、インターネット等の普及に対応し、NTT東西の経営自由度を高める観点から、2001年のNTT法改正により、地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術・職員を活用して行う業務(活用業務)が一定の要件の下で認められ、NTT東西は、活用業務として県間業務を実施できるようになった。

中継網には、PSTN(Public Switched Telephone Network:回線交換網)とIP網の二種類があるところ、距離に応じたサービス区分(県内通話・県外通話等)が、PSTNを用いたサービスには通常存在し、IP網を用いたサービスには通常存在しないことから、IP網を用いたサービスの方が、活用業務としてNTT東西に県間業務を認めても、長距離通信市場が存在しない分だけ、公正競争上の影響が相対的に少ないと考えられるところである。

このような点も踏まえ、現在、活用業務としての県間業務は、IP網を用いて提供されるFTTHやIP電話等には認められている一方、PSTNを用いて提供されるメタル固定電話には認められていない状況にある。

しかし、2025年1月までにPSTNがIP網に移行した後は、メタル固定電話もIP網で提供されるようになり、PSTNを用いたサービスが存在しなくなるため、県間業務に関し、「本来業務で禁止しつつ、一定の場合に活用業務として認める」枠組みを維持することの要否について検討が必要となっている。

なお、現在、NTT東西が本来業務として移動通信業務やインターネット接続業務(ISP業務)等を実施できないのは、これらの業務が県間業務を通常含み、本来業務を県内業務に限定するNTT法の規定に抵触すると考えられることも理由であるため、県間業務の扱いを検討する際は、移動通信業務等との関係にも留意することが必要である。

2. 取組の方向性

(1) 県域業務規制の撤廃

NTT東西の本来業務を県内通信に限定する「県域業務規制」は、以下のとおり、県内業務と県間業務を区別する競争政策上の意義が希薄化していること等に鑑み、撤廃することが適当である。

- ① 県域業務規制は、地域通信市場と長距離通信市場が分かれていることを前提に、地域通信市場の支配的事業者であるNTT東西が長距離通信市場に参入することを禁止することにより、長距離通信市場の公正競争を確保することを主たる目的とするものであるところ、
- ② ブロードバンドやIP電話については、以下の点等から、県間業務を活用業務とし、本来業務(県内業務)とは区別して公正競争を図る必要性は乏しいと考えられること
 - ・ ブロードバンドやIP電話は、距離に依存しないIP網を用いて提供され、距離別の料金・サービスはないため、県域業務規制が前提とする市場構造と異なり、地域通信市場と長距離通信市場が分かれていないこと
 - ・ NTT東西は、活用業務である県間業務部分を含めて、20年以上の長期にわたりブロードバンドやIP電話を提供しており、これらの県間業務を本来業務としても、公正競争上大きな影響が生じるとは考えにくいこと
- ③ また、メタル固定電話も、2025年1月までにPSTNがIP網に移行した後は、距離別の料金・サービスはなくなり、長距離通信市場もなくなること、また、事業者網の相互接続点が東京と大阪の2か所に集約され、県内通話も東京又は大阪を経由することに鑑みると、県内業務と県間業務の区分自体が不明確なものとなること

(2) 県域業務規制の撤廃後の本来業務

現在、NTT東西の本来業務は、東日本地域又は西日本地域に属する都道府県において、「同一の都道府県の区域内における通信（県内通信）」を媒介するサービスを提供する業務とされているところ、今回、県域業務規制を撤廃する場合、媒介の対象は県内通信に限定されないことになる。

この場合、以下の点等から、NTT東西の本来業務は、「東日本地域又は西日本地域内における通信」を媒介するサービスを提供する業務を基本とし、移動通信業務やISP業務など、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務については、その実施を認めないことを明確化することが適当である。

- ① NTT東西の本来業務は、以下の点等から、固定アクセス回線を用いて提供する通信サービスを基本とすべきであり、その上で、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあり禁止する業務は明確化することが適当であること
 - NTT東西の線路敷設基盤は、我が国の通信インフラを支える公共的な役割を担っており、NTT東西には、設備競争を補完する観点から、その有効活用により、「固定」アクセス回線の設置・高度化を図るとともに、その回線を用いた「固定」通信サービスの多様化・高度化等が期待されていること
 - NTT東西は、固定アクセス回線で独占的なシェアを有し、移動通信業務やISP業務等を認めた場合、公正競争の確保に支障が生じることが懸念されているため、これらを解禁する必要性は認められず、規制の透明性を確保する観点からは、その点を明確化すべきであること
- ② NTT東西の分離を維持する場合、NTT東西の本来業務の業務区域は、引き続き東日本地域又は西日本地域を基本とすることが適当であり、媒介の対象も、これと整合的に「東日本地域又は西日本地域内における通信」とすることが適当であること

第2節 NTT東西の本来業務以外の業務の在り方

1. 現状と課題

NTT東西は、現在、本来業務以外の業務として、一定の要件の下で、「①活用業務」のほか、「②目的達成業務」、「③目的業務区域⁵外の地域電気通信業務」を行うことができることとされている。

(1) 活用業務の実施要件とその確認方法

NTT東西の活用業務は、本来業務(地域電気通信業務)を営むために保有する設備・技術・職員を活用して行う業務であるところ、NTT東西の目的とは直接関係のない業務であるため、「本来業務や電気通信事業の公正競争の確保に支障がないこと」を要件として、「事前届出」により実施可能とされている。

また、活用業務の実施要件(本来業務や電気通信事業の公正競争の確保に支障がないこと)の確認については、総務省において、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」(2011年策定)に基づき行っているところ、この確認方法が詳細な項目にわたっているとの指摘もなされているところである。

このような中、NTTは、地域の課題にワンストップでソリューションを提供するため電気通信業務以外の業務が柔軟に可能となるように見直すべきとの意見を示していること等を踏まえ、活用業務の実施要件やその確認方法の在り方にについて検討を行うものである。

(2) 目的達成業務、目的業務区域外の地域電気通信業務

目的達成業務は、NTT東西の本来業務(目的業務区域内の地域電気通信業務)の実施のために必要な業務であり、事前届出により実施可能である。具体的には、他社料金の回収代行や情報機器関連商品の販売・保守等を行っている。

また、目的業務区域外の地域電気通信業務(NTT東日本であれば、西日本地域で行う地域電気通信業務)は、NTT東西間の直接競争を促進する観点から認められる業務であり、事前届出により実施可能であるが、これまでこの業務の実績はないところである。

⁵ NTT東日本であれば東日本地域、NTT西日本であれば西日本地域。

2. 取組の方向性

(1) 活用業務の実施要件の確認に係る事後検証スキームの導入

活用業務の実施要件(本来業務や電気通信事業の公正競争に支障がないこと)については、これを緩和した場合、活用業務で過大な事業リスクを抱えることにより通信サービスの適切かつ安定的な提供の確保に支障が生じる懸念や、NTT東西が独占的シェアを有する固定通信市場から競争市場に内部相互補助を行うこと等によって電気通信事業の公正競争の確保に支障が生じる懸念があることから、引き続き維持することが適當である。

他方、活用業務は、2001年の制度創設以来20年以上が経過し一定の類型化が進む中で、実施要件の確認方法が詳細な項目にわたっているとの指摘等を踏まえると、電気通信業務以外の業務を含め、より迅速かつ柔軟な活用業務の実施を可能とし、経営自由度の向上を図る観点から、実施要件の確認方法は、簡素化・効率化を図ることが適當である。

具体的には、NTT東西が、活用業務として行う業務の実施要件を遵守して業務を営むための基準(実施基準)の作成・届出を行った上で、実施基準に則って活用業務を行う限り、従来のような個別業務ごとの届出を不要とし、実施基準の遵守状況を総務省において事後検証すること等が考えられる。

そして、このような事後検証の枠組みに変更する場合、検証の透明性の確保や、検証及びその結果を踏まえた措置の実効性等を確保することが重要となるため、検証のプロセスについては、法律上の位置付けを与えることが適當である。

なお、活用業務についても、本来業務の場合と同様に、移動通信業務やISP業務など、NTT東西が行った場合に公正競争の確保に支障が生じるおそれがある業務はその実施を認めないことが適當であり、規制の透明性を確保する観点からは、その点を明確化することが適當である。

(2) 目的達成業務等の在り方

目的達成業務は、他社料金の回収代行業務など一定の実績があること、目的業務区域外の地域電気通信業務は、これまで実績はないものの、NTT東西間の直接競争の余地をあえて否定する必要はないこと等から、いずれもNTT東西が実施可能な業務として維持することが適當である。

これらの業務は、その実施に事前届出が必要であるところ、今回、活用業務の実施要件の確認方法を事前届出から事後検証に見直すこととのバランス等

を踏まえ、事後届出制に緩和することが適当である。

なお、活用業務や目的達成業務等については、上記のように、経営自由度の向上を図る観点からは一定の規制緩和が適当である一方、後述のように、当該規制緩和による公正競争上の弊害を抑止する観点からはセーフガード措置(累次の公正競争条件の法定化等)を講ずることも適当としているところであり、これらの業務の在り方については、今回の見直し後の状況等を踏まえ、経営自由度の向上と公正競争の確保等を併せ確保する観点から、引き続き検討することが適当である。

第3節 NTT持株による事業の実施の在り方

1. 現状と課題

NTT持株は、NTT東西が発行する株式の総数を保有しNTT東西による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ることと、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究(基盤的技術の研究)を行うことを目的とする株式会社として設立された。

この目的を達成するため、NTT持株は、以下の業務が本来業務とされており、これに加えて、事前届出により目的達成業務は実施可能であるものの、本来業務・目的達成業務以外の業務を行うことは認められていない。

- ① NTT東西が発行する株式の総数を保有し、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること
- ② NTT東西に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと
- ③ 基盤的技術の研究を行うこと

このような中、NTTは、基盤的技術の研究とその成果の事業化との間のいわゆる「死の谷」と呼ばれる障壁を乗り越えるため、NTT持株が、基盤的技術の研究だけでなく、電気通信事業以外の分野に限り、その成果の事業化も実施できるようにすべきとの意見を示していること等を踏まえ、その適否について検討するものである。

2. 取組の方向性

NTTは、電電公社から承継した技術力や人材をベースとして優れた研究開発基盤を有しており、我が国情報通信分野における研究開発の先導的・中核的な役割が期待されるため、その目的や本来業務として、基盤的技術の研究を行うことが位置付けられているところである。

NTT持株の基盤的技術の研究成果は、広く社会課題の解決に向けて社会実装されることが期待されるところ、基盤的技術の実用化はリスクが大きく、その成果を死蔵させずに「死の谷」を乗り越えるためには、基盤的技術の研究を行いその内容を熟知するNTT持株自身においてその成果の実用化に取り組むことが必要かつ効果的である場合も考えられるところである。

他方、NTT持株が、基盤的技術の研究成果の実用化業務を実施する場合、新たに事業リスクを抱えることで本来業務の円滑な遂行に支障が生じることや、電気通信事業自体は行わないとしても、電気通信事業に関連する事業の実施を通じて

公正競争の確保に支障が生じること、研究成果の事業化と事業拡大の境界領域が曖昧でNTT持株が巨大な事業会社になること等が懸念されるところである。

そのような場合、更に事業持株会社ではないNTT持株の目的や本来業務との関係も問題となり、これらの懸念・問題を勘案した事前・事後のチェックの仕組みが必要となるところ、現時点では、NTTから、研究成果の実用化業務の具体的ニーズが示されていないこと等に鑑みると、研究成果の実用化業務については、NTT持株が行うIOWN⁶等の研究開発の動向、実用化業務の具体的ニーズ等を踏まえつつ、NTT持株の在り方や公正競争との関係を含め、引き続き検討することが適当である。

⁶ IOWN (Innovative Optical and Wireless Network)構想とは、革新的な技術によりこれまでのインフラの限界を超え、あらゆる情報を基に個と全体との最適化を図り、多様性を受容できる豊かな社会を創るために、光を中心とした革新的技術を活用した高速大容量通信、膨大な計算リソース等を提供可能な、端末を含むネットワーク・情報処理基盤の構想のこと。2024年の仕様確定、2030年の実現をめざして、研究開発を始めている(出典:NTT R&D Website)。

第4章 NTTグループに関する公正競争の確保の在り方

第1節 NTTに対する累次の公正競争条件の在り方

1. 現状と課題

NTTについては、1985年の設立後、その巨大性・独占性や市場構造の特性等に鑑み、各種事業のグループ内分離や会社の再編成の措置が講じられてきたところであり、具体的には、1988年にデータ通信事業の分離、1992年に移動通信事業の分離、1997年にソフトウェア関連業務の事業化・分離、1999年にNTT持株の下に長距離会社と地域会社への再編成が行われてきたところである。

この際、NTTの巨大性・独占性の弊害等を排除し、分離されるグループ内事業者と他事業者との間の公平性等を確保する観点から、NTT持株とNTT東西（1999年の再編前は旧NTT）には、大別すると、主に以下の7つの条件に整理できるところであり、これらは、「累次の公正競争条件」と称されている。

- ① ネットワークの公平な提供（NTT東西）
- ② 各種取引条件等の公平性の確保（NTT持株・NTT東西）
- ③ 在籍出向及び役員兼任の禁止（NTT持株・NTT東西）
- ④ 独立した営業部門の設置（NTT東西）
- ⑤ 顧客情報その他の情報の公平な提供（NTT東西）
- ⑥ 共同資材調達の扱い（NTT持株・NTT東西）
- ⑦ 研究開発成果の公平な開示等（NTT持株・NTT東西）

NTT再編後、NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化（2020年12月）、NTTドコモによるNTTコミュニケーションズとNTTコムウェアの子会社化（2022年1月）等が行われ、電気通信事業法等の規制も競争環境等の変化に対応し見直される中で、累次の公正競争条件が前提とするNTTグループ会社間の関係や事業内容、規制環境等は大きく変化している。このような中、累次の公正競争条件については、

- ・ NTTは、電気通信事業法の規制で対応できる条件や電気通信事業を営まないNTT持株に係る一部の条件について見直しを求める意見を示していること
- ・ 形式としては、NTT法や電気通信事業法上の規律として設けられたものではないため、法的安定性や実効性に課題があるとの指摘があること
- ・ そのような中で、今回、活用業務を事後検証とし個別に事前チェックを行わ

ないこととする場合は、公正競争が阻害される事態が生じないように、累次の公正競争条件の法定化を求める意見が示されていること等を踏まえ、その在り方を検討することが必要となっている。

2. 取組の方向性

(1) 累次の公正競争条件の現行化

NTTの巨大性・独占性の弊害等を排除する観点から、NTT持株とNTT東西に対して、「累次の公正競争条件」を現在構成する条件を課すことは、以下の点等から、基本的に必要であると考えられる。

- NTT東西は、全国規模の線路敷設基盤の上に設置した固定アクセス回線について独占的なシェアを有している点はNTT再編時と変わりはないため、その巨大性・独占性等を排除する必要性も変わりはないこと
- NTT持株は、NTT東西の全株式を保有し、NTT東西に必要な助言、あっせん等の援助を行うことを本来業務としており、NTT東西の経営状況の把握や経営への影響力行使等が可能な立場にあること

ただし、累次の公正競争条件は、メタル固定電話を中心の時代に作られたものであり、その後、市場環境や競争環境が変化し、NTTグループ内の組織再編によりグループ内の会社間の関係や事業内容等も変化していること等に鑑みると、時代に即して現行化が必要な条件があると想定されることから、個別の条件ごとにその要否・適否を検討し、必要な見直しを行うことが適当である。

例えば、電気通信事業法において接続ルールが1997年に導入され、NTT法において研究成果の普及責務が2024年に廃止されたこと等を踏まえ、「①ネットワークの公平な提供」や「⑦研究開発成果の公平な開示等」を廃止することや、NTTドコモによるNTTコミュニケーションズの子会社化の際にネットワークや事業の移管が行われたこと等を踏まえ、規制対象者を見直すこと等が考えられるところである。

(2) 累次の公正競争条件の法定化と遵守状況の検証

今回、NTT東西の活用業務について事前届出から事後検証に見直すなど、経営自由度の向上を図る措置を講ずることとするところ、これによる公正競争上の弊害が懸念されていること等に鑑みると、今回見直しを行った結果、必要とされる累次の公正競争条件については、経営自由度の向上に伴うセーフガード措置として法定化し、法的安定性や実効性を高めることが適当である。

例えば、電気事業法では、一般送配電事業者について、その送配電網の公平な利用を確保する観点から、グループ内事業者との間のファイアウォール措置として、「②各種取引条件等の公平性の確保」や「③在籍出向及び役員兼任の禁止」が法律上規定されていること等に鑑みると、累次の公正競争条件についても、これら②・③の条件のうち必要なものを法律上明確化することが考えられる。

また、累次の公正競争条件の遵守状況は、総務省において引き続き検証を行うことが適当である。この際、電気通信市場やその隣接市場としての非電気通信市場を含めて市場を画定した上で、市場の評価や規制の遵守状況・実効性について有識者の意見を聴きながら検証を行い、その結果を公表すること等が考えられるところ、このような検証プロセスも、透明性や実効性を確保する観点から、法律上の位置付けを与えることが適当である。

なお、累次の公正競争条件の在り方については、NTTグループ会社間の関係や事業内容、規制環境等の変化を踏まえ、引き続き検討することが適当である。

第2節 電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方

1. 現状と課題

(1) 市場支配的事業者に対する禁止行為規制

市場支配力の濫用防止を図るために、グループ内外の会社の公平な取扱い等が重要であることに鑑み、電気通信事業法では、以下の市場支配的事業者について、特定の電気通信事業者(②の者:グループ内の指定された電気通信事業者に限る。)に対する不当な優遇や、グループ内の指定された電気通信事業者との間の役員兼任(①の者のみ)等を禁止している。

- ① 固定通信市場:第一種指定電気通信設備(一種指定設備)を設置する事業者(固定アクセス回線シェア50%超の者)である「NTT東西」
- ② 移動通信市場:第二種指定電気通信設備(二種指定設備)を設置する事業者(移動端末設備シェア10%超の者:NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等)のうち一定の収益シェアを有する者である「NTTドコモ」

(2) 電気通信事業の登録の更新制(グループ化審査)

一種指定設備を設置する事業者(一種指定事業者)又は二種指定設備を設置する事業者(二種指定事業者)は、回線シェアや端末シェアが高く交渉上の優位性を有し、更に大規模な回線設置事業者をグループ化した場合の公正競争に与える影響が大きいことから、合併、分割、事業譲渡や株式取得により、以下の大規模な回線設置事業者を子会社化する場合等は、電気通信事業法に基づき、電気通信事業の登録の更新を受けることが必要とされている。

- ① 一種指定事業者又は二種指定事業者
- ② 固定アクセス回線シェアが10%超50%以下の者(オプテージ、近鉄ケーブルネットワーク等)又は移動端末設備シェアが3%超10%以下の者(なし)

(3) NTTグループの組織再編

上記の禁止行為規制(2001年)や登録の更新制(2015年)の導入後、NTTグループでは、NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化(2020年)、NTTドコモによるNTTコミュニケーションズとNTTコムウェアの子会社化(2022年)等の組織再編が行われており、これらは、市場環境の変化等に対応し、国内・国際事業の競争力強化等を図る観点から必要な経営判断と捉えることができる。

他方、NTT東西やNTTドコモが、グループ内の別会社と合併し、又は分割により事業譲渡等を受けても、グループ化を審査する登録の更新制や独占禁止法の企業結合審査の対象外であり、公正競争を図る観点から審査する仕組みが存在しないため、禁止行為規制でグループ内会社の不当な優遇等を禁止しても、グループ内会社との合併等を通じて潜脱されること等が懸念されている。

2. 取組の方向性

電気通信市場は、技術革新のスピードが速く、事業者間競争も活発に行われる中で、市場環境の変化等に対応し競争力の強化等を図ることが重要な経営課題であるため、その一環として、電気通信事業者が、その経営判断により、グループ内会社の組織再編を行うことは、基本的に妨げるべきでないと考えられる。

他方、電気通信事業法においては、市場支配力が濫用された場合の弊害が大きいことから、市場支配的事業者には、グループ内会社の不当な優遇等を禁止していること等に鑑みると、競争政策の観点からは、禁止行為規制が、グループ内会社との合併等を通じて潜脱されることを防止することも必要となる。

加えて、現在、グループ内会社との合併等は、独占禁止法の企業結合審査の対象外であること等を踏まえると、禁止行為規制の潜脱による弊害が懸念される場合には、公正競争の確保に必要な条件を付すこと等ができるように、市場支配的事業者については、登録の更新制の対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査できるようにすることが適当である。

この際、できる限り規制コストを最小化し、自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点から、合併等の審査の対象は、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限定することが適当である。

第5章 ネットワークの開放の促進等の在り方

[現行制度の概要]

1. ネットワークの開放ルール

「サービスの多様化・高度化、低廉化」は、サービス競争を通じて図ることが基本であり、その確保には、回線非設置事業者でも回線設備を利用したサービスが提供できるようにネットワークが開放されていることが重要であることから、電気通信事業法では、主に「接続」と「卸電気通信役務(卸役務)」の二つの方式に関して、ネットワークの開放ルールが定められている。

「接続」については、接続条件の公平性・透明性や接続の迅速性等を確保する観点から、一種指定事業者又は二種指定事業者に対し、接続約款の認可制又は届出制、コストベースの接続料の設定義務、接続会計の整理義務など、卸役務に比べると、厳格な規制を課している。

他方、「卸役務」については、柔軟かつ多様な卸役務の提供を図る観点から、一種指定事業者又は二種指定事業者にも、約款規制は課さずに、卸役務の料金や条件を相対契約で定めることを認めた上で、適正な競争環境に及ぼす影響が少くない卸役務(特定卸役務)については、卸料金の算定方法の提示義務等を課すことによって事業者間協議の円滑化等を図ることとしている。

「接続」と「卸役務」のいずれを利用するかは、利用希望者の判断で自由に選択できるところ、近年は、一種指定設備・二種指定設備とともに、卸役務の利用が拡大しているところである。

2. 禁止行為規制

市場支配的事業者(以下の①・②)については、市場支配力を濫用した場合の弊害が大きいことから、その濫用を防止する観点から、接続関連情報の目的外利用・提供の禁止や、他事業者への不当な優遇の禁止など、他事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある行為を類型化してあらかじめ禁止する「禁止行為規制」が課されている。

- ① 固定通信市場: 一種指定事業者である「NTT東西」
- ② 移動通信市場: 二種指定事業者のうち一定の収益シェアを有する者である「NTTドコモ」

第1節 メタル固定電話の接続ルールの在り方

1. 現状と課題

固定通信市場(一種指定設備)の接続ルール(一種指定期制)は1997年の電気通信事業法改正により、移動通信市場(二種指定設備)の接続ルール(二種指定期制)は2001年の同法改正により設けられたところ、以下の点等において、一種指定期制の方が、二種指定期制よりも厳格な規制内容となっている。

- ・接続約款について、一種指定期制では認可制であるのに対し、二種指定期制では届出制であること
- ・一種指定期制のうちメタル固定電話(PSTN)の接続料は、最も厳格な算定方法であるLRIC方式(非効率性を排除するため仮想的なモデルに基づき費用を算定する方法)による算定が必要であること

これは、制度創設時は、メタル固定電話が競争の中心で、その提供に必要なメタル回線はNTTが独占的なシェアを有していたため、その適切な開放を図ることが競争政策上特に重要であったこと等に起因している。

しかし、その後の技術革新等により、競争の中心はメタル固定電話からブロードバンドやモバイル等に移行し、メタル固定電話の設備は、中継網(PSTN)が2025年1月までにIP網に移行予定、残りの設備も2035年頃に縮退見込みであるなど、接続ルールの創設時とは競争環境やネットワーク環境等が大きく変化している。

このような中、NTTは、LRIC方式による接続料算定など、電話時代の規制・ルールは廃止すべきとの意見を示していること等を踏まえ、メタル固定電話の接続ルールの在り方を検討するものである。

2. 取組の方向性

メタル固定電話の接続料は、2021年の情報通信審議会答申で、同じIP網を利用するひかり電話の接続料と同一の接続料として算定し、メタル固定電話のみが利用する設備(メタル収容装置等)に係る接続料原価は、NTTから非効率性排除の明確な見通しが示されなかったこと等を踏まえ、LRIC方式で算定することが適当とされた。この答申等に基づき、IP網移行後の2025年1月からの3年間は、メタル固定電話固有の設備は、LRIC方式で接続料原価が算定される予定である。

本件諮問の議論の過程で、NTTからは、2035年頃を目途にメタル回線設備は縮退する見込みであることが示されたが、既存利用者の移行に関し、当面は移転

等の申込みを契機とした移行勧奨を想定しており、上記2021年答申の検討の前提と大きな変化はないと考えられること、また、NTTから今後の移行計画が具体的に示されていないこと等を踏まえると、2025年1月からの3年間の接続料算定の考え方を変更する必要はないと考えられる。

しかし、NTTは、既存利用者の移行に関し、一定の時期から段階的にエリア単位での移行実施を検討している旨を示しており、今後、メタル固定電話を取り巻く環境は大きく変化することが想定されるため、総務省では、NTTによる策定が見込まれる具体的な移行計画等を踏まえ、以下の点等を考慮しつつ、メタル固定電話の接続ルールの在り方について適時適切に検討することが適当である。

- ① LRIC方式は、電気通信事業法上、「高度で新しい技術の導入によって、その機能に係るサービス提供の効率化が相当程度図られると認められる機能」の接続料算定に用いることとされていること
- ② メタル回線設備は、非効率性の排除は必要である一方、老朽化が進展し2035年頃に縮退見込みであり、①の前提とは乖離しつつあること
- ③ 他方、接続ルールの見直しは、接続料負担の増加等により、関係事業者の事業運営に大きな影響を与える可能性があること
- ④ また、接続ルールは、以下の点など、ユニバーサルサービス制度との関係に留意が必要であること
 - ・ ユニバーサルサービス交付金の算定方法の見直しにより、接続料原価に、メタル固定電話の基本料で本來回収すべき費用(本來ユニバーサルサービス交付金による補填対象となる費用)が算入されていること
 - ・ 今回、電話のユニバーサルサービスにモバイル網固定電話⁷が追加され、NTT東西がモバイル網固定電話を提供する場合、接続料算定に関しても、この影響を考慮する必要が生じること

⁷ モバイル網を利用した固定電話(OABJ番号)であり、基本的に全国でNTT東西のメタル固定電話より低廉な料金で利用可能である一方、現在はユニバーサルサービスとしての技術基準が課されておらず、モバイル網を通じて転送されるサービスという特性から、同じくモバイル網を利用した固定電話であり、現在ユニバーサルサービスに位置付けられているワイヤレス固定電話とは、緊急通報やFAXの疎通に影響する通信品質等に差異がある。

第2節 利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方

1. 現状と課題

「卸役務」は、NTT東西による光回線の卸売サービスやMNOによるMVNOへの卸提供等により、その利用が拡大しているところ、卸役務は、一種指定設備や二種指定設備を用いるものでも、柔軟かつ多様な提供を図る観点から相対契約が認められており、料金や条件の適正性・公平性等の確保は、制度上、接続ルールの約款規制に比べると強くは担保されていない状況にある。

一種指定設備や二種指定設備を利用する場合に接続の方式が利用可能であれば、接続約款の認可等を通じて適正かつ公平な接続料や接続条件が実現しているため、それを前提に卸役務の利用の際も適正な契約交渉を期待し得るが、接続による代替が実質的に困難な卸役務については、一種指定事業者や二種指定事業者の交渉上の優位性等に鑑みると、適正な契約交渉が十分に期待できないおそれがある。

このため、一種指定事業者や二種指定事業者には、特定卸役務の料金の算定方法の提示義務等を課し協議の円滑化を図るとともに、総務省において、以下の検証を毎年度行うことで卸役務の適正性等を確保することとしている。

- ① 公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと判断した卸役務について、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(卸検証ガイドライン)(2020年策定)に基づき、接続による代替性を評価し、それが不十分である場合に卸料金の適正性を検証する。
- ② NTT東西の光回線の卸売サービスについて、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(2015年策定)に基づき、料金や条件の適正性・公平性を検証する。

今後、メタル回線設備の縮退、5GのSA(Stand Alone)化、ネットワークの仮想化・クラウド化など、ネットワーク環境の変化が見込まれる中で、他者設備の利用における卸役務の重要性は高まることが想定されるところである。

2. 取組の方向性

一種指定設備や二種指定設備の卸役務は、近年、利用が拡大する中で、料金や条件の適正性・公平性等を確保する必要性も高まっているが、現時点では、上記検証において大きな問題が確認されていない中で、利用者のニーズに応じて柔軟かつ多様な提供を認めることが事業者間競争の活性化に資すること等に鑑みると、引き続き、約款規制は課さずに、相対契約を基本とすることが適当である。

しかし、一種指定事業者や二種指定事業者の交渉力の優位性等に鑑みると、卸役務の適正性等の確保は厳格に検証することが必要であるため、総務省において、引き続き事業者間協議の状況を注視しつつ、以下の検証等を行った上で、卸役務の適正性等に課題が生じていると認められる場合は、卸役務に関するルールの在り方を適時適切に検討することが適當である。

- ① 卸検証ガイドラインに基づくNTT東西の光回線の卸料金やMNO3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)のモバイル音声卸の検証
- ② 事業者間協議の円滑化に資する事項(卸料金の算定方法等)の提示義務など、特定卸役務の制度に関連する事項の検証

また、中長期的には、ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展により、物理的な接続点が存在しない形での他者設備の利用が拡大することも想定されるところ、この場合には、物理的な接続点の存在を前提とする「接続」は利用できず、「卸役務」しか利用できないことになるため、総務省において、今後のネットワークの利用環境の変化等を注視しつつ、接続と卸役務の二つの区分を設けることの妥当性を含め、ネットワークの開放ルールの在り方を適時適切に検討することが適當である。

第3節 5Gにおけるネットワーク開放の在り方

1. 現状と課題

5Gは、4Gを発展させた「超高速」だけでなく、遠隔からもロボットの操作等をスマートにできる「超低遅延」、多数の機器を同時にネットワークに繋げる「同時多接続」といった特徴を有し、あらゆる「ヒト」や「モノ」が繋がるデジタル社会を支える基幹的なインフラとしての役割が期待されている。

特に5G (SA方式)は、5G専用のコア網により5Gの基地局を動作させる方式であり、上記3つの特徴全てに対応可能であるほか、サービスに応じて仮想的にネットワークを分割するネットワークスライシング等の導入によって、自動運転やロボットの遠隔操作等に必要なネットワークの柔軟な提供を可能とするものである。

5G (SA方式)は、2022年2月までにMNO3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)がサービス提供を開始しており、MVNOも同時期に同等の形で提供できるようになることが公正競争上必要なところ、現在事業者間で、5G (SA方式)の主な開放形態である以下の4種類について協議が行われており、その状況は、総務省の「接続料の算定等に関する研究会」で定期的に確認しているところである。

- ① L3接続相当(サービス卸)
- ② L2接続相当
- ③ ライトVMNO(スライス卸／API開放)
- ④ フルVMNO(RANシェアリング。コアネットワーク構築による機能開放)

①は開放済で、③・④は5G (SA方式)の特徴を活かしたサービス提供を可能とする利用形態であるが、MVNOの多くは「②L2接続相当」の機能開放を希望しており、②は技術条件等について国際標準化が未完了であること等から、MNOとの具体的な検討・協議が停滞している状況にある。

2. 取組の方向性

5G (SA方式)の機能開放に当たっては、MNO側の技術的な対応可能性とMVNO側のサービスニーズ等を踏まえつつ、技術的発展性があり、柔軟なサービスが提供できるようにすること、また、MVNOがMNOと同時期に同等のサービスが提供できるようにすること等を確保することが重要である。

まず、「③ライトVMNO」や「④フルVMNO」は、4Gにはなかった形態であり、また、スライシング等により5G (SA方式)ならではのサービスの実現を可能とするも

のであること等に鑑みると、MNOにおいては、MVNOの具体的な要望を踏まえて技術的条件等の実現可能性の検討を行うことが適當である。

この際、スライシング技術に関する国際標準化の動向やAPI開発の状況を勘案しながらMVNO側の検討期間を考慮した情報提供を行うなど、MNOからMVNOへの情報提供を充実させるとともに、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化できるよう、事業者間で基本的な意識合わせを進めることが適當である。

次に、「②L2接続相当」は、これと同等の仕組みである国際ローミングの標準化が未完了であること等から具体的な検討・協議が停滞しているところ、2024年6月に国際標準化が確定した⁸ことから、MNOにおいては、速やかに協議を進展させすることが適當である。

以上のとおり、今後も事業者間で精力的に協議を行うことが適當であるが、その際、MVNOにおいては、5G(SA方式)の機能開放により実現したいサービスの明確化を行い、MNO・MVNO双方で相互理解を深めるとともに、MNOにおいて料金等の提供条件に関して必要な情報提供を適切に行うことにより、MNOとMVNOが同時期にサービス提供を開始するようにすることが適當である。

総務省においては、「接続料の算定等に関する研究会」の場などで、事業者間協議が適切に行われているか否か等について、引き続き注視し、必要に応じて適切な対応を検討することが適當である。

⁸ 3GPP Release 18(2024年6月)

第4節 禁止行為規制の在り方

1. 現状と課題

市場支配的事業者(以下の①・②)は、その市場支配力を濫用した場合の弊害が大きいことから、他事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある行為を類型化してあらかじめ禁止する「禁止行為規制」が課されており、その一つが、接続関連情報の目的外利用・提供の禁止である。

- ① 固定通信市場:一種指定事業者である「NTT東西」
- ② 移動通信市場:二種指定事業者のうち一定の収益シェアを有する者である「NTTドコモ」

この規制は、市場支配的事業者は、多くの事業者から接続を求められ、接続の業務を通じて他事業者の営業上重要な情報を多く知り得る立場にあるため、情報の目的外利用・提供を行いやすいこと、そしてひとたびそれが行われた場合、他事業者に対抗したサービスの提供や他事業者の利用者の奪取等、不当な競争が引き起こされる蓋然性が高いことを理由に設けられたものである。

近年、ネットワークの利用形態として、接続に加えて卸役務の利用が拡大しているところ、禁止行為規制として、市場支配的事業者に目的外利用・提供が禁止される情報には、卸役務に関する情報は含まれていないところである。

また、移動通信市場の禁止行為規制は、上記のとおり、NTTドコモのみが規制対象となっているところ、MNOはMVNOへの競争優位性が高いこと、NTTドコモのシェアが低下し大手3社間では差異がなくなっていること等から、NTTドコモに加えて、KDDI、ソフトバンク等も対象とすべきとの意見も示されているところである。

2. 取組の方向性

(1) 目的外利用等の禁止対象への卸役務に関する情報の追加

近年、卸役務は、NTT東西による光回線の卸売サービスやMNOによるMVNOへの卸提供等により、その利用が拡大しているところ、市場支配的事業者は、多くの事業者から卸役務の提供を求められ、卸役務の提供の業務を通じて他事業者の営業上の重要な情報を多く知り得る立場にあるのは、接続の場合と同様である。

そして、市場支配的事業者が卸役務に関する情報を目的外利用・提供をした場合に他事業者との間で不当な競争が引き起こされる蓋然性が高い点も接続関

連情報の場合と何ら変わりはないことから、市場支配的事業者による目的外利用・提供を禁止する情報に、卸役務に関する情報を追加することが適当である。

(2) 移動通信分野における禁止行為規制の対象事業者

移動通信分野における禁止行為規制の対象事業者の指定は、収益シェアが25%超の者について、収益シェアの推移や順位、競争事業者との収益シェアの格差及びこれらの変化の程度等を勘案して行われることとされており、例えば、一定期間継続して40%を超える高い収益シェアを有する者は、市場支配力が推定されることから、特段の事情がない限り、指定されることになっている⁹。

NTTドコモについては、収益シェア(1位)が一定期間継続して40%を超えていること、収益シェアが2位以下の者との間で一定の格差があること、また、モバイル市場の競争では、NTT東西による光回線の卸売サービスを利用したFTTHとのセット販売が重要となる中で、NTTドコモはNTT東西と同一グループに属していること等に鑑みると、禁止行為規制の対象として、NTTドコモのみが指定されていることには合理性があると考えられる。

ただし、大手3社間のシェアの差異は以前に比べると少なくなっていること、MVNOとの関係では、有限希少な電波の割当てを受けたMNOの競争優位性は高いこと等に鑑みると、NTTドコモ以外のMNOが適正な競争関係を阻害する行為を行った場合の競争上の弊害は大きいと考えられるため、移動通信分野における禁止行為規制の対象事業者については、今後のMNOの収益シェアの推移、モバイル市場の競争状況等を注視しつつ、引き続き検討を行うことが適当である。

⁹ 「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」(2023年改定)

第6章 線路敷設基盤の開放の促進等の在り方

第1節 線路敷設基盤の開放の促進の在り方

1. 現状と課題

電柱・管路等の線路敷設基盤は、電気通信設備の設置に不可欠であることから、回線設置事業者の参入や事業の円滑化により設備競争を促進し、「ネットワークの高度化」や「サービスの多様化・高度化、低廉化」を図るために、線路敷設基盤の開放を図り、その公平な利用を確保することが重要となる。

このため、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」では、公益事業特権(他人の土地等の使用権について簡易な手続で設定を受ける権利等)が付与された認定電気通信事業者(次節参照)が、他者の線路敷設基盤を使用する場合の使用手続、使用拒否事由、使用期間や使用の対価等に関する事項を定めることによって、線路敷設基盤の開放を図っているところである¹⁰。

しかし、NTT東西の電柱等について、NTT東西の自己利用と他者利用との間でリードタイムに差があるなど、利用の同等性確保に懸念を示す意見があつたこと等を踏まえ、線路敷設基盤の開放の在り方について検討するものである。

2. 取組の方向性

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」では、自己の事業等に支障がない限り、公平かつ公正な条件で提供する「公平性の原則」や資本関係等により差別的取扱いをしない「無差別の原則」が規定されているが、これらは、線路敷設基盤の保有者に対し、他者利用間での公平性の確保は求めていても、自己利用と他者利用との間の同等性の確保まで求めているかは必ずしも明確ではない。

NTT東西以外の電気通信事業者は、全国規模の線路敷設基盤を有しておらず、NTT東西の線路敷設基盤の利用が不可欠である中で、利用の同等性が確保されない場合は公正競争に支障が生じるおそれがあり、また、現にNTT東西の自己利用と他者利用との間でリードタイムに差があるとの意見が示されていること等に鑑みると、総務省において、以下の対応を行うことが適当である。

- ① NTT東西の線路敷設基盤について、自己利用と他者利用との間で同等性

¹⁰ 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」は、電気通信事業法第128条第1項に規定する認定電気通信事業者の公益事業特権の設定に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能するものである。

が確保されていないと考えられる事例の実態(当該事例の有無や内容等)を検証すること

- ② その検証の結果、必要と認められる場合は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しを含めて、必要な措置を講ずること

第2節 インフラシェアリング事業の促進の在り方

1. 現状と課題

利用者宅までの光ファイバ等の敷設が必要なブロードバンドや、多数の基地局の設置が必要な移動通信サービスなど、回線設置事業は、事業の特性上、長大な線路や多数の鉄塔等の設置が必要不可欠であり、これらが迅速に設置できなければ、その上に回線設備も迅速に設置できず、サービス提供の遅れに繋がることになる。

このため、回線設置事業を営み、又は営もうとする者のうち総務大臣の認定を受けた者（認定電気通信事業者）は、土地収用法の手続よりも簡易な手続で、他人の土地等の使用権の設定等を受ける権利（公益事業特権）の付与を受けることができることとされているが、この公益事業特権は、鉄塔等を自社の回線設置事業用に設置する場合を前提に設けられているところである。

近年、不採算地域等の効率的なカバーを図るため、MNOが、自社で鉄塔等を設置するのではなく、他者の鉄塔等の利用・共用を行うインフラシェアリングが拡大しており、インフラシェアリング事業を行うJTOWERが、2022年から2023年にかけて、NTTドコモから約7,600本の鉄塔を取得するなど、MNOでない者がMNO向けに行うインフラシェアリング事業が活発化している。

このような中、インフラシェアリング事業を行う者から、鉄塔等を他者の回線設置事業用に設置する場合には、公益事業特権の付与を受けられず、そのような場合にも、公益事業特権の付与が受けられるようにすることを求める意見が示されていること等を踏まえ、インフラシェアリング事業の促進の在り方について検討するものである。

2. 取組の方向性

携帯電話等の移動通信サービスでは、広大な地域に相当多数の基地局の設置が必要であり、特に5G導入の際には基地局の小セル化や多セル化が必要となることから、不採算地域を含めて効率的に基地局を設置しエリアカバーを図るために、他者保有の鉄塔等のインフラシェアリングを促進することが重要となる。

そのためには、他者用の鉄塔等の設置を円滑化することが重要となり、その際、土地等の所有者の私権の制限との関係に留意する必要はあるものの、以下の点等に鑑みると、他者用鉄塔等のインフラシェアリング事業者（鉄塔等を設置し他者の回線設置事業の用に供する事業を行う者）にも、認定電気通信事業者と同様の公益事業特権を付与することが適当である。

- ・ 認定電気通信事業者の公益事業特権は、回線設置事業に公益性（事業の

公益性)があり、かつ、事業の特性上、線路敷設基盤の敷設等に関し他人の土地等の使用を制限する必要があること(特権の必要性)等に鑑み付与されるものであること

- ・この点、他者用鉄塔等のインフラシェアリング事業であっても、その鉄塔等が回線設置事業に利用されるのであれば、事業の公益性や特権の必要性は同等と考えられること

ただし、他者用鉄塔等のインフラシェアリングについては、鉄塔等の設置者と利用者が異なり、設置者はその鉄塔等を用いて回線設置事業を行わないこと、土地等に係る私権の制限は回線設置事業に使用される場合に限り許容されること等に鑑みると、他者用鉄塔等のインフラシェアリング事業者に公益事業特権を付与する場合は、以下の要件等を課すことが適当である。

- ① 当該他者用鉄塔等が、回線設置事業に利用されることを担保すること
- ② 回線設置事業者が、当該他者用鉄塔等を利用する場合の適正性や公平性、安定性等を担保すること

また、他者用鉄塔等のインフラシェアリング事業は、線路敷設基盤のみを提供する事業であるため電気通信事業には該当しないところ、線路敷設基盤は通信サービスの安定的な提供に重要な役割を果たすこと等に鑑みると、当該事業に関する制度の在り方については、総務省において、今後のインフラシェアリングの進展状況や諸外国の動向等を踏まえつつ、適時適切に検討することが適当である。

第7章 市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方

第1節 電報事業の規律の在り方

1. 現状と課題

国内電報及び国際電報は、電子メール等が普及し、電報の利用目的が一般利用(緊急連絡)(1963年86%)から慶弔利用中心(2020年92%)に変化する中で、大幅に利用が減少し、収支が悪化しており、

- ・ 国内電報については、利用通数がピーク時(1963年)の9,461万通から96%減の377万通(2022年)となり、収支も2020年度に赤字に転落している。
- ・ また、国際電報については、その発着は1日1通程度(2023年度307通)で、市場が縮小傾向(直近25年で1/350の通数に減少)にあるため、収支も悪化傾向(直近12年間赤字が継続)にあり、現在、国際電報を提供していない国も存在するなど、国際的にも縮小傾向にある。

電気通信事業法では、その制定時、電報事業が国民生活における最低限の通信手段として全国あまねく確保されるべきものであったこと等を踏まえ、当分の間、特例的に電報事業を電気通信事業とみなすこととし、現在も、NTT東西(国内電報)とKDDI(国際電報)に対し、事業の休廃止に係る許可、業務区域の変更許可、料金について契約約款の変更認可(総括原価制)等の規律を課している。

他方、現在は、複数の者が電報に類似したサービスを提供しており、この電報類似サービスは、信書の送達が含まれるため、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、特定信書便事業として、特定信書便事業の許可、信書便約款の認可等が課されているところ、事業の休廃止は届出制、料金は信書便約款の認可対象外であるなど、電気通信事業法の電報事業の規律よりも緩和されたものとなっている。

近年、電報事業は、上述のように大幅に利用が減少し収支が悪化している中で、NTT東西やKDDIから規律の見直しを求める要望が示されたこと等を踏まえ、電報事業の規律の在り方について検討するものである。

2. 取組の方向性

国内電報・国際電報は、利用が大幅に減少し、電子メールや電報類似サービスなど代替手段も普及している状況等に鑑みると、国民生活における最低限の通信手段として全国あまねく確保する必要性は低下しているため、その観点から

設けられている電気通信事業法に基づく特別な規律(事業の休廃止や業務区域の変更の許可、総括原価制に基づく料金認可等)を課す必要性も低下している。

このため、電報事業については、市場環境の変化に対応し、より柔軟な事業運営を可能とする観点から、電気通信事業法に基づく特別な規律ではなく、他の電報類似サービスと同様に、信書便法に基づく特定信書便事業の規律を課すことを基本とすることが適当である。

なお、電気通信事業法に基づく特別な規律を廃止した場合であっても、電報事業は長年提供されてきたサービスであること等に鑑みると、NTT東西やKDDIにおいては、電報事業に係る業務区域や料金・提供条件の変更等を行う場合は、十分な期間を設けて利用者への事前周知を丁寧に行うなど、既存利用者の保護を図るための措置を適切に講ずることが必要である。

第2節 メタル固定電話の料金規制の在り方

1. 現状と課題

電気通信市場は、市場原理の下、事業者間競争を通じて料金の低廉化を図ることを基本としているが、電気通信事業法では、例外的に、一種指定設備を用いるサービスのうち、代替的サービスが十分に提供されず、かつ、利用者利益に及ぼす影響が大きいものは「特定電気通信役務」として、プライスキャップ規制(上限価格方式)により料金水準の上限を規制することにより利用者保護を図っている。

NTT東西のメタル固定電話は、特定電気通信役務に該当し、プライスキャップ規制が課されているところ、プライスキャップ規制は、2000年の制度導入以降、2009年に専用役務を対象外とした以外に大きな見直しは行われておらず、総務省の「上限価格方式の運用に関する研究会」の報告書(2024年3月)では、環境変化を踏まえ、対象サービスについて制度の在り方も含めて根本的な見直しを行う必要があるとされている。

2. 取組の方向性

プライスキャップ規制の対象となる特定電気通信役務は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスであるところ、NTT東西のメタル固定電話の契約数は、6,285万(1998年)をピークに1,235万(2023年度末)まで減少し、今後、メタル回線設備が2035年頃に縮退する見込みである中で、契約数は更なる減少が見込まれることから、利用者利益への影響も更に低下していくことが見込まれている。

また、実際の料金は、プライスキャップ規制による料金水準の上限を大きく下回る状況が相当期間継続し、当該規制が料金低廉化に実質的に機能しているとはいえない状況にあり、また、メタル固定電話等の需要が減少する中で、料金水準の上限設定に用いる生産性向上見込率の算定は限界にあるため、現行の仕組みでの制度維持は困難になりつつあるとの指摘もされている。

以上を踏まえると、NTT東西のメタル固定電話は、特定電気通信役務の指定対象から除外することで、プライスキャップ規制の対象外とすることが適当である。

ただし、プライスキャップ規制は、ユニバーサルサービスとしてのメタル固定電話の料金低廉性を確保する役割も果たしているところ、現在、ユニバーサルサービスワーキンググループでは、ユニバーサルサービスの料金低廉性の確保の在り方を検討しているところであるため、メタル固定電話の料金規制の在り方は、その結果等と整合性を図りながら、整理することが適当である。

第3節 ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方

1. 現状と課題

電気通信事業法は、その規制対象となる電気通信事業について、「回線設備の設置」の有無と「媒介(他人・他人間の通信を取り扱うこと)/用供(自己・他人間の通信を取り扱うこと)」の別に応じて分類した上で、「回線設置・媒介」の電気通信事業を中心とした規律の体系を構築している。

これは、電気通信事業法の制定時に主であったメタル固定電話が、「回線設置」者の間で設備を相互接続し通信を「媒介」する形態で提供されるサービスであったこと、また、固定電話以外に多様なサービスが提供されておらず、サービスに着目した規律体系とする必要がなかったこと等に起因していると考えられる。

近年、回線設置事業は、その中心がメタル固定電話からブロードバンドやモバイル等に移行しサービスの多様化が進展するとともに、回線非設置事業は、これに多くが該当するネット関連サービスが急速に発展し国民生活や経済活動における重要性を高める中で、「回線設置・媒介」を中心とした規律の体系が引き続き適切であるかについて検討することが必要となってきている。

また、電気通信事業法は、「設備」と「機能」の一一致(その設備が提供する機能はその設備が内蔵)を前提に、「自己設置」した設備が物理的に相互接続される形態を中心に規律の体系が構築されており、例えば、接続ルールも、設備間の「物理的」な接続を前提に構築され、技術基準等の設備規律も「自己設置」型を中心に構築されている。

近年、接続や卸役務の利用拡大、インフラシェアリングの進展等により、他者設備の利用が増加するとともに、仮想化した機能のクラウド化によって「設備」と「機能」の分離が進展し、物理的接続点が存在しない形態での他者設備の利用も増加が想定される中で、「設備」と「機能」の一一致を前提に「自己設置」の形態を中心とした規律の体系についても、引き続き適切であるかについて検討が必要となってきたところである。

2. 取組の方向性

電気通信事業法の目的は、「電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者等の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進すること」

と規定されている。

現在の「回線設置/非設置」や「媒介/用供」などの電気通信事業を分類する概念は、サービスやネットワーク等の実態に応じ、上記法目的を適切に達成するために規制の対象や内容を定めるための手段であること等に鑑みると、電気通信事業法の規律の体系を見直し、その対象となる電気通信事業や規制内容等の在り方を検討する場合は、本WGの対象である「公正競争の促進」だけでなく、

- ・本件諮問の対象であるユニバーサルサービスや経済安全保障
- ・料金・提供条件の適正性・公平性の確保や、契約締結過程(勧誘～契約締結・解約)の適正性の確保等による利用者保護
- ・多様化・複雑化する通信事故や大規模災害等のリスクに対応したサービスの安定的な提供の確保

など、法目的を構成する多岐にわたる観点から、時代に即した規律の体系の在り方を検討することが必要になると考えられる。

ただし、規律の体系の見直しは、関係事業者や利用者に大きな影響を与えること、現時点では現行の体系が深刻な問題を顕在化させている状況にはないこと等から、総務省においては、まずは今後のネットワーク環境や利用形態等の変化を注視することが適当であるが、電気通信市場は技術革新のスピードが速く、それを規律する電気通信事業法の果たすべき役割の重要性に鑑みると、必要な場合には、時機を逸することなく、時代に即した規律の体系の在り方について慎重かつ丁寧な検討を行うことが適当である。

なお、これまでも、例えば、SNSや検索サービスの国民生活や経済活動における重要性の高まり等を踏まえ、2022年の電気通信事業法改正により、非規制の「回線非設置・用供」の類型に属していたこれらのサービスを電気通信事業法の規制対象にするなど、時代に即した見直しが行われてきたところであり、総務省においては、上記規律の体系の在り方の検討とは別に、時代に即して必要な見直しが求められる事項については、適時適切に取り組むことが適当である。

資料編

「公正競争ワーキンググループ」開催要綱

1 目的

「公正競争ワーキンググループ」は、「情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会」（以下「特別委員会」という。）における議論を踏まえ、電気通信事業分野における公正な競争の確保の在り方について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、「公正競争ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 電気通信事業分野における公正な競争の確保に関する基本的な考え方
- (2) NTT東西^{※1}の通信インフラの在り方
- (3) NTT東西等の業務の在り方
- (4) NTTグループ^{※2}に関する公正な競争の確保の在り方
- (5) その他必要と考えられる事項

※1：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社をいう。

※2：日本電信電話株式会社グループをいう。

4 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員等は、特別委員会主査が指名し、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGには、主査及び主査代理を置く。主査及び主査代理は、特別委員会主査が指名し、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は、本WGを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があるときは、必要と認める者を特別委員会主査に諮り、本WGの構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (5) 主査は、必要に応じて、構成員等以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (6) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とし、構成員以外の者の出席を制限することができる。
- (2) 本WGで使用した資料及び議事概要については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本WGの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課において行う。

(別紙)

「公正競争ワーキンググループ」構成員等

(敬称略・構成員は五十音順)

相田 仁	東京大学 特命教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
(主査代理) 大橋 弘	東京大学 副学長/大学院経済学研究科 教授
高橋 賢	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
西村 暁史	中央大学 法学部 教授
西村 真由美	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事 / I T 研究会 代表
林 秀弥	名古屋大学大学院 法学研究科 教授
矢入 郁子	上智大学 理工学部情報理工学科 教授
(主査) 山内 弘隆	武蔵野大学 経営学部 特任教授

オブザーバ 日本電信電話株式会社

KDDI 株式会社

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

一般社団法人テレコムサービス協会

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

審議経過

回数	日付	主な検討事項
第1回	令和6年 1月24日	・電気通信事業分野における公正な競争の確保の在り方について
第2回	2月19日	・関係者ヒアリング①(日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))
第3回	3月14日	・公正競争の確保に関する基本的な考え方 ・NTT東西の通信インフラの在り方 ・有識者プレゼン(林 秀弥構成員)(テーマ:通信事業における公正競争の基本的な考え方) ・関係者ヒアリング②((一社)日本ケーブルテレビ連盟、(株)オプテージ、(株)JTOWER)
第4回	3月28日	・NTT東西等の業務の在り方 ・関係者ヒアリング③((一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会)
第5回	4月23日	・NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方 ・関係者ヒアリング③((株)STNet、JCOM(株)、アルテリア・ネットワークス(株))
第6回	5月13日	・NTT東西等の業務の在り方 ・NTTグループに関する公正競争の確保の在り方 ・有識者プレゼン(西村 暁史構成員)(テーマ:「NTT」と公正競争確保の法的関係について)
第7回	5月27日	・電気通信事業分野におけるその他の公正競争ルール等の在り方
第8回	6月24日	・論点整理(案)
第9回	10月17日	・報告書(案)

WGにおける構成員・事業者等からの意見

第1章 電気通信事業分野における公正競争の確保に関する基本的な考え方

【構成員等からの主な意見】

(1) 構造規制」と「行為規制」による「サービス競争」と「設備競争」の促進

- ・ 電気通信事業分野における公正競争の確保のためには、構造と行為の公正の両面が必要であることから、NTT法と電気通信事業法によって構造と行為の両面から規律しており、特に構造の公正が重要であるため、今後もNTTに対する何らかの構造規制が必要。また、通信市場は、サービス競争のみならず設備競争が重要であり、NTTは通信事業に不可欠な線路敷設基盤を今後も保持することなどが必要である。(林構成員)
- ・ 林構成員の意見について、競争条件の公正と競争行為の公正や、構造規制と行為規制が電気通信市場における競争政策の両輪という整理は、全面的に賛同。(西村(暢)構成員)
- ・ 林構成員の意見に賛成。競争の在り方は、短期的・限定期的な効果を狙うのではなく、中長期的に国民に良い影響を与えるものになるよう検討すべき。また、経営の非効率や資源の死蔵が規制によって引き起こされないよう、NTTの資源を公正競争の確保と背反しない形で利活用できるようにすべき。(高橋構成員)
- ・ これまで、行為規制・構造規制の両輪で公正な競争環境が整備されており、NTTのインフラの運営主体等が変わっていないことに鑑みれば、この両輪を変える必要はない。(大谷構成員)
- ・ 基本的な考え方について賛同。NTTの線路敷設基盤やその上に設置されるアクセス回線は、他事業者を含めたサービス提供に必要不可欠であり、公正競争の確保の観点からは、引き続き構造規制と行為規制の両方が必要。(高橋構成員)
- ・ 電気通信事業法とNTT法が両輪となって公正な競争の確保が図られていることを踏まえ、変更すべき規律や維持すべき規律、消費者への影響について議論したい。(西村(真)構成員)
- ・ 公正競争の確保の観点から、特別な資産を保有するNTTについて規律するNTT法の廃止は現実的ではない。他方、グループ全体として間接部門が重複することでコスト高になっていることをNTTが示すことができるのであれば、改善するような改正等何らかの対応が必要ではないか。(高橋構成員)

(2)「検証」を通じた規制のPDCAサイクルの確保

- 事業活動や規制について市場環境の変化に応じて適正化し、公正競争を確保するため、検証の枠組みを法的に位置付けるべきということは強調したい。具体的には、市場の画定(Plan)、制度運用(Do)、市場評価・規制の遵守状況の検証等(Check)、評価・検証結果の公表・制度の見直し(Action)のPDCAサイクルを回すことが重要。(林構成員)
- 検証の場の法定化について、行為規制・構造規制が十分に機能しているか定期的にモニタリングする仕組みを設けることは、関係事業者にとっての予測可能性を高める効果が期待できるため、賛同。(大谷構成員)
- 累次の公正競争条件等、公正競争の確保に関する措置の「検証」について、機能強化のためにも検証の場や検証の具体的な手法や内容について、法定化が考えられるのではないか。(西村(暢)構成員)
- 累次の公正競争条件について、公平性の確保と関係しており、そのための規制や状況評価が必要。(西村(暢)構成員)
- 公正競争の確保の基本的な考え方は、事前規制ではなく事後規制であり、遅滞なく検証しながら問題があれば対応するという姿勢が重要。(大橋主査代理)
- 市場環境の変化に応じて制度を見直す必要は理解するものの、急激に変化するのも怖さがある。NTTのイメージを裏切らないように、変化するときは丁寧に対応してほしい。(西村(真)構成員)

【事業者等からの主な意見】

(1)「構造規制」と「行為規制」による「サービス競争」と「設備競争」の促進

- 国民の利便性の向上と国際競争力等の強化を目的として議論することが重要。引き続きNTT東西は、事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に対して公平にネットワークの提供等を行う。NTT東西は将来にわたって日本の情報通信インフラを支えていくことが重要であり、抜本的なコスト改革や新たな成長を実現し、安定的なネットワーク基盤の運営だけでなく、将来のネットワーク高度化に向けた投資余力を一定程度確保することが必要。その実現に向けて、東西統合等の効率化、業務範囲規制の見直し等、事業の自由度を確保し、サステナブルな企業へ変革していきたい。(NTT)
- これまで、構造規制と非構造規制との両輪で公正な競争環境が確保されてきた。サービス提供に必要な電気通信設備は変化しているが、NTTが保有する

電信電話公社時代に国民負担でつくられた「特別な資産」の不可欠性や競争優位性は不変であり、重要性は高まっている。これらを踏まえ、NTT持株やNTT東西に対して事業領域に制限をかけるため特殊法人としてNTT法で規律されており、NTTが「特別な資産」を保有し続ける以上、NTT法による特殊会社としての規律は必要。特殊会社としての責務を放棄する場合は、NTT東西の「特別な資産」と資本的につながりをもつNTT持株を廃止した上でNTTドコモやNTTデータ等の完全資本分離も含めて検討が必要。(KDDI)

- ・ 我が国における安定的な電気通信の提供・公正競争の確保は、電気通信事業法とNTT法の両輪で機能しており、双方を対象とした通信政策の見直しは極めて重要な政策課題。「2025年を目指すNTT法を廃止」といったあらかじめ法形式を定めた上での議論ではなく、国益や国民の声を反映しつつ時代に即した規律や法形式の在り方を検討することが適切。今後の議論についてはNTT法や事業法の維持強化が基本線。(ソフトバンク)
- ・ 公正・公平な市場競争環境に、新規参入事業者が参入できる環境こそが新しく、低廉なサービスを生み、ひいては国民の利益につながる。全ての事業者の通信サービス基盤ともいえる「特別な資産」が、引き続き公平に提供されることが、新規参入事業者を含めた公正競争確保のために不可欠である。(楽天モバイル)

(2)「検証」を通じた規制のPDCAサイクルの確保

- ・ 事後的に市場の競争状況を検証するに当たっては、農業などの非電気通信市場は、全く検証する必要がないというわけではなく、そのような市場であっても検証は必要。ただし、どのような場で、どのような仕組みに基づいて、誰が検証するかは市場によって異なり、一元的にどこかの期間に区切って検証を行うことは困難であると考えられるため、フィージビリティを含め事後的に検証する仕組みを別途議論すべき。(NTT)
- ・ 行為規制について事後検証にすることはあり得るが、合併や事業の統合等を禁止するといった構造的な話は事後的な是正が困難であり、事前/事後規制と行為/構造規制の関係は丁寧に議論すべき。(KDDI)
- ・ 累次の公正競争条件の検証の場としては、検証結果に基づきNTTグループに対して実効的な措置を講じられる場であることが必要。仮に、電気通信市場検証会議を活用する場合は、実効性のある検証や措置を求めることが可能なよう、会議の位置付けを改める必要。検証の手法については、法令遵守措置にかかる報告の範囲を適切に定めた上で、その報告の粒度を検証可能な単位に細

かくし、第三者機関による外部監査も検討すべき。(ソフトバンク)

- ・公正な競争環境の確保のためには、競争への影響についての定期的な検証を行う等の取組が必要であり、総務省による審査や検証などの事前・事後措置を講じることが不可欠。(テレサ協)
- ・累次の公正競争条件は、検証会議のような会議体により、総務省及び有識者からなる構成員及び関係事業者からなるオブザーバにより年1回以上の定期的な検証を行うとともに、対象となる事象が生じる可能性のある際は、NTTグループから総務省への事前の報告を義務化し、適宜検証が行われるべき。(JAIPA)
- ・累次の公正競争条件については、現行の市場検証会議の枠組みにおいて、それぞれ公平性が保たれているかをNTT及び他事業者への定期的なヒアリングを行い、検証することが適當。また、公正競争の確保上問題点が見つかった場合は、市場検証会議の結果や改善に強制力を持たせるため、法定化することが必要。(ケーブルテレビ連盟)

第2章 NTT東西の通信インフラの在り方

第1節 NTTが果たすべき役割とその線路敷設基盤や電気通信設備の在り方

(1) NTTが果たすべき役割

【構成員等からの主な意見】

- ・設備競争に一定の限界がある中で、料金の低廉化、サービスの多様化に加え、ネットワークの高度化により利用者の利益を増進するためには、NTTを特殊会社としつつ、保有する線路敷設基盤を有効活用して、設備の高度化をし、その上で高度で多様なサービスの提供を図る役割を担ってもらうことが必要。線路敷設基盤を有効活用して、電気通信設備の高度化と高度・多様なサービスの提供を図ることをNTTの責務として明確化してはどうか。(林構成員)
- ・林構成員の意見に賛同。線路敷設基盤等に関するルールの前提となるNTTの果たすべき線路敷設盤の維持等の役割は明文化すべき。(大谷構成員)
- ・林構成員の意見に賛同。公正競争の確保の在り方については、短期的・限定的な観点ではなく、中長期的な観点から、国民に良い影響を与えるものになるよう検討すべき。規制によって却ってNTTが非効率になったり、NTTが保有する資産が死蔵されることのないよう、公正競争の確保と背反しない形でNTTをう

まく活用すべき。(高橋構成員)

- ・ アクセス部門の分離がコストベネフィットの観点からよろしくないとすれば、NTTが引き続き線路敷設基盤を維持・開放することが重要なため、NTTの役割として線路敷設基盤の維持・高度化を位置付けることに賛同。(高橋構成員)
- ・ NTT東西の通信インフラの在り方については、NTT東西が全国津々浦々に線路敷設基盤を有していることから、ユニバーサルサービスとの関係の議論が必要。また、NTTに対して線路敷設基盤の維持活用・高度化の責務を課す場合には、かなりの負担になると考えられるため、何らかの投資インセンティブが必要ではないか。(西村(暢)構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・ 線路敷設基盤については、NTT法ではなく、電気通信事業法や「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」において、安定的かつ公平な提供義務のルールが確立している。NTT東西は、メタル縮退後も光回線を引き続き維持・拡大し、基地局回線の提供義務やブロードバンドのユニバーサルサービスの最終保障提供責務を担っていく考え方であり、電柱や管路・どう道等の線路敷設基盤については、引き続き必要な基盤として維持するとともに、他事業者にも公平に提供していく。(NTT)
- ・ 電柱・管路ガイドラインは一定の役割を果たしているが、それでもなお利用の拒否や審査に時間がかかるといった問題が残っている。整備計画・審査基準の情報開示、審査期間短縮、第三者による監査の制度化が必要。(ケーブルテレビ連盟)

(2) NTT東西の線路敷設基盤の確保・維持

【構成員等からの主な意見】

- ・ 独占時代に整備した線路敷設基盤を引き継ぐという点においてNTTを特殊会社として位置付けた上で、線路敷設基盤を有効活用して、電気通信設備の高度化と高度で多様なサービスの提供を図ることを責務として明確化し、その担保措置として、自己設置要件を維持し、重要設備譲渡の認可の対象に線路敷設基盤を追加することとしてはどうか。(林構成員)
- ・ NTT東西の線路敷設基盤に関して、これまで線路敷設基盤についてルールがなかった部分は、制度的に補う必要がある。これは、NTTが線路敷設基盤を今後どうするかに関わらず、構造的に設けておくことが必要。特に、開放の在り方

や競争条件の中での位置付けなどを定めたルールについて、NTTに対して直接適用されるような形で設けておく必要があるのではないか。(大谷構成員)

- ・ 重要設備譲渡の認可について、メタル縮退に伴って線路敷設基盤を「廃棄」する場合が想定されるが、線路敷設基盤を他事業者が利用する可能性に鑑みれば、線路敷設基盤を認可対象とするだけでなく、譲渡・担保に加えて「廃棄」も認可対象とすべき。(林構成員)
- ・ 線路敷設基盤が廃棄される場合の公正競争等への影響に鑑みると、廃棄も認可対象とすべきという意見に賛同。ただし、全ての廃棄を認可対象とするのではなく、当該影響が発生し得るもの等に限定すべき。(大谷構成員)
- ・ 自己設置要件は、設備競争の観点から非常に重要であり、他者設備の有効活用によって効率化を図ることも考えられるが、その緩和・撤廃は、東西統合にもつながることから、東西分離の検証などNTTの経営形態の在り方も含めて検討すべきであり、効率化の観点とは切り離して考えるべき。(林構成員)
- ・ NTT東西の線路敷設基盤や電気通信設備は、モバイルを含む他事業者のサービス提供にも不可欠であり、我が国における適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る上で、原則として自己設置要件は維持すべきだが、県域業務規制が撤廃された場合の県間設備や、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドにおけるモバイル網の活用等については、例外としてよいのではないか。(林構成員)
- ・ 自己設置要件は、最もボトルネック性を有するアクセス部分と中継部分は分けたて考えるべき。仮に県間業務を本来業務にした場合、県間部分は必ずしも自己設置要件を課さなくともよいのではないか。(相田構成員)
- ・ 自己設置要件の例外について、単なる設備のオフバランス化は、線路敷設基盤の有効活用や電気通信設備の維持・高度化の観点から、慎重に検討すべき。(高橋構成員)
- ・ 特別な資産について、メンテナンス等に相当なコストが必要だと思うが、民間企業として経営される中でどのように維持していくか議論が必要。(大橋主査代理)
- ・ NTT東西とNTTドコモの合併や自己設置要件等、想定可能な事項について、認められるか、認められないかを明文化すべき。(相田構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・ 特別な資産は引き続き公平・公正に提供し続ける考えだが、他事業者が設備

のシェアリングによる効率化に取り組む中、NTT東西は設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による効率化を図れず、また、今後イノベーション等によって使用されなくなるものもあるため、必要なものは残しつつ効率化するため、自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可の見直しが必要。また、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、NTT東西がユニバーサルサービスのラストリゾート責務を担うエリアにおいて、無線や他社光設備を活用してサービス提供した方が効率的となる場合は、電話もブロードバンドも含めて、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能としていただきたい。(NTT)

- ・ NTT東西による他者設備の利用は、「あまねく提供責務」の確保に支障を生じさせないために、本来業務の中で例外的に認められるものであり、仮に「特別な資産(電柱・管路・どう道・局舎・土地など)」や一種指定設備の譲渡が行われた場合、一種指定設備に対する規律を逃れるおそれがあることから、NTT東西に対して、事業用電気通信設備の他、電電公社より引き継いでいる「特別な資産(電柱・管路・どう道・局舎・土地など)」と併せて、自己設置要件が引き続き必要。ただし、線路敷設基盤については、他の公共インフラの活用による効率化が可能な場合には、必要に応じて検討することは適切。(KDDI)
- ・ 平時はもちろん、災害や安全保障上の脅威に対して「特別な資産」を法的に保護し、我が国の通信の安定性とともに、安全性・信頼性を確保することが必要。重要設備の譲渡・担保制限の対象として局舎等の線路敷設基盤が含まれていないことが課題、速やかに「特別な資産」の全てを対象として制度化すべき。これは、特別な資産を売却・担保に供することなどで本来業務以外への事業拡大等により過大なリスクを負うことによる、NTT持株・東西のあるべき姿・本来業務に支障が起こる懸念を抑止する機能を担うことにも通じる。(ソフトバンク)
- ・ 基幹インフラを独占的に保有するNTT東西には、自己設備設置規定の維持による確実な保守・運用の構造的確保が必要。仮に、NTTがサービスの一部を他者設備を用いて提供した場合、それを利用する区間は保守・運用を他者に依存することとなるため、サービスが安定的に提供されない懸念がある。(ソフトバンク)
- ・ 今後の我が国全ての通信事業者のサービス提供の基盤となる線路敷設基盤について、電気通信事業法において貸出しの公平性が担保されているのは、一種指定設備に関するごく一部に限られる。今後の電気通信サービスにおいて、線路敷設基盤を含む「特別な資産」の重要性がさらに増大することも想定されることから、電気通信事業法のみならず、設備貸出ルール等を規律する電

気通信事業法と、業務範囲規定や累次の競争条件とを規律するNTT法との両輪により、「特別な資産」の公平性を引き続き担保することが、公正競争確保の観点から不可欠。(楽天モバイル)

- ・ NTTは全国に線路敷設基盤を保有していることから、自己設置要件が維持されることをまず前提とすべき。仮にNTTの未整備エリアにおける他者設備の利用が検討される場合は、民民間の協議を前提に、既存設備に限って協議すべき。この場合でも、料金規制や費用負担、一種指定設備に関する規制の回避等の懸念が解消されることが条件。(オプテージ)

第2節 NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・ アクセス部門の分離について各者で意見は異なるものの、通信分野において設備競争が重要という認識は一致。(林構成員)
- ・ アクセス部門の資本分離や東西分離、業務範囲が見直された場合には、設備競争に甚大な影響があることについて非常に共感。(大谷構成員)
- ・ アクセス部門の分離に伴うコスト及び既存株主への影響について、NTTの試算は、会計の専門家から見て妥当。イニシャルコスト、ランニングコストともに非常にかかる一方、ベネフィットはあまり大きくなく、その視点ではアクセス部門の分離はあまりよろしくないのではないか。(高橋構成員)
- ・ アクセス部門の分離の検討は、NTTと他事業者との間の同等性をどう確保するかという議論が出発点であるため、同等性の確保について、アクセス部門の分離以外の手段で十分かの議論が必要。(大谷構成員、西村(暢)構成員)
- ・ 高橋構成員、大谷構成員の意見と結論同旨。また、NTT再編成の際は、国として株主に最大限配慮することが議論されており、現在、NTTの株式分割で株主が増えていることからも、アクセス部門の分離に当たっては、株主や株式市場への影響を十分かつ慎重に考慮すべき。(林構成員)
- ・ アクセス部門の分離に慎重な意見が多かったが、政策の重要な選択肢の一つであり、NTTと他事業者との間で線路敷設基盤等の利用の同等性を確保するために必要があれば、今後も議論すべき。(大谷構成員)
- ・ NTT東西のアクセス部門を分離した上で各事業者が同等の立場で競争するのは理想的だが、現実的でないコストが必要なことから、NTT東西を分離して様々な規律を課す現行制度は重要。今後、技術動向が変化したり線路敷設基

盤が老朽化して不要になるといった際に、改めて議論すべき。(矢入構成員)

【事業者等からの主な意見】

<総論>

- ・ 光ファイバや線路敷設基盤は、引き続き事業法に則り公平な提供を行っていく考え方であり、必要であればNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を事業法に規定することで、懸念されているような公正競争上の重大な影響は生じないと考える。これまで、NTT東西がサービス開発・提供とネットワークの構築・高度化に両輪で取り組み、設備設置事業者との設備競争を通じて光カバー率99.8%やサービスの高度化を達成したことを踏まえれば、引き続き、これまでの体制・競争環境の中で取り組んでいくことが最も適切であり、ネットワークの高度化が進まないといったリスク等を招くことから、NTT東西のアクセス部門の資本分離は不要。(NTT)
- ・ NTT東西のアクセス部門の資本分離や運営主体の在り方は、公正競争だけでなく、ユニバーサルサービスや安全保障にも影響を及ぼすため、丁寧に議論を尽くすべき。電気通信サービスやその提供に必要な電気通信設備は市場の変化とともに変わっているものの、「特別な資産」の不可欠性と競争優位性は不变。むしろ、公正競争環境の確保の観点でその重要性は高まっていることを踏まえ、NTT再編成が本来目指した、構造的な競争環境の実現を目指すべき。(KDDI)
- ・ 特別な資産をリスクにさらすことがあってはならず、仮に、NTTへ相応の規制緩和を行う場合は、アクセス部門の完全資本分離が必要。その場合、完全資本分離されたアクセス部門にはNTT法相当の規制を設け、特別な資産を保護することとなる(アクセス会社法)。(ソフトバンク)
- ・ NTT法という「特殊法人法」によりNTT持株及びNTT東西に課せられている業務範囲規制や、累次の公正競争条件等の構造的規制が維持されず、「特別な資産」の公平性が担保されないのであれば、NTT東西のアクセス部門を分離・国有化し、国が適切に管理するべき。(楽天モバイル)

<ユニバーサルサービスの確保について>

- ・ アクセス部門の分離は、投資インセンティブが働かなくなり、設備構築・拡大が停滞するおそれがあるとともに、設備の更なる効率化やコスト削減が進まなくなり、低廉なユニバーサルサービスの確保に支障をきたす。(NTT、テレサ協)

- ・アクセス部門の完全資本分離は、特別な資産の保護や公平な利用を確実にし競争を促進することとなり、ユニバーサルサービスの確保に好影響。(ソフトバンク)
- ・アクセス部門の運営主体にかかわらず、特別な資産を有する主体等にユニバ責務を課すことが必要。(KDDI、楽天モバイル、JAIPA、ケーブルテレビ連盟)

<公正競争の確保(設備競争)について>

- ・アクセス部門の分離は、利用者ニーズを踏まえた品質向上や技術の導入が積極的に行われなくなること等により、設備の高度化や品質維持・向上、コスト効率化が確保されなくなり、設備競争が後退するおそれ。また、公正競争を担保する規律が策定されず、設備が適正価格を下回る価格で提供された場合等は、他の設備事業者が淘汰され、独占が高まるおそれ。(NTT、KDDI、テレサ協、JAIPA、オプテージ、STNet)
- ・アクセス部門の分離による設備投資やコスト効率化に関する課題や、設備の独占の懸念は、適切な規制を課す等の対応によって解消可能。(ソフトバンク)
- ・アクセス部門の分離と設備競争の関係について、透明性と検証が必要。(ケーブルテレビ連盟)

<公正な競争の確保(サービス競争)について>

- ・アクセス部門の分離により、線路敷設基盤やボトルネック設備の利用の同等性が一層徹底されることになり、サービス競争における公正競争確保に資する。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、JAIPA)
- ・情報の透明性確保、対応優先度の公平性担保等のため、資本分離による強制力が必要。(アルテリア)
- ・線路敷設基盤やボトルネック設備に関するルールは確立されており、アクセス部門の分離の形態によって変わりはない。(NTT)
- ・線路敷設基盤やボトルネック設備等の利用の同等性の確保のためのより厳格なルール化をすべき。(テレサ協、ケーブルテレビ連盟)

<国際競争力の確保について>

- ・アクセス部門の分離は、情報通信インフラの発展が停滞し、我が国全体の国際競争力が低下するおそれがある。(NTT)
- ・アクセス部門の分離により、サービス競争が促進され、国際競争力の向上につ

ながる。(ソフトバンク、楽天モバイル)

- ・アクセス部門の分離と国際競争力は直接関係ではなく、NTTグループの各社による国内外の事業展開が可能。(KDDI、ソフトバンク)

<経済安全保障の確保について>

- ・アクセス部門を分離・国有化することが最もリスク対策になる面もある。(NTT)
- ・アクセス部門の運営主体にかかわらず、線路敷設基盤等の保護を担保する仕組みが必要。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、JAIPA)

<分離に伴うコストについて>

- ・分離に当たっては、イニシャルコストとして別会社化に伴う改裝、周知広報等の費用を要し、ランニングコストは総務・企画等の重複等によりコスト増。法案成立時点から2年程度は必要であるほか、グループ外に分離する場合は、資産評価等について、詳細を検討しておく必要。(NTT)
- ・試算できる立場になく、NTT東西の試算を踏まえて検証が必要。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、テレサ協、JAIPA)

<既存株主への影響について>

- ・アクセス部門の分離を行う場合、株主やマーケットから見てメリットや対価がないと、株主価値を毀損し、株主利益に大きな影響が発生するおそれがあるため、株主利益への十分な配慮が必要。また、グループ外分離に当たり政府保有株の売却を原資として国有化する場合、NTTの自己株式取得財源確保の制約や株価の暴落のおそれ等を踏まえた検討が必要。(NTT)
- ・アクセス部門の分離によって、新規事業・サービスに経営資源を集中できるため、既存株主の利益の向上につながる可能性。(ソフトバンク、楽天モバイル)
- ・アクセス部門の分離の方法、前提条件等により株主への影響は区々であり、一概に評価しがたい。(KDDI、ソフトバンク、テレサ協、JAIPA)

<その他>

- ・アクセス部門の分離がこれまで繰り返し議論されているのは、ユニバーサルサービスや公正競争がきちんと確保されていないという懸念を完全には払拭できていないからではないか。今回、もしアクセス部門を分離しないという結論になったとしても、NTTの組織の在り方を定める構造規制は不可欠であり、行為規制と併せて、必要な規律を確実に課すべく検討すべき。(ソフトバンク)

- ・ NTT東西の特別な資産は、公正競争だけでなくユニバーサルサービスや経済安全保障の観点からも重要であり、国の関与や規律が必要。アクセス部門に関する規律はNTT法に規定されており、アクセス部門を分離しないのであれば、今後も国によるNTT法での規律は維持されるべき。(KDDI)

第3節 NTT東西の分離の在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・ アクセス部門の資本分離や東西分離、業務範囲が見直された場合には、設備競争に甚大な影響があることについて非常に共感。(大谷構成員)【再掲】
- ・ 過去の経緯を踏まえてNTT東西の分離の効果を検証することが望ましいが、公正競争の確保の観点からは、NTT東西が統合されれば、他事業者との規模の格差が拡大し、地域的には進展してきた設備競争が減退するおそれがあるため、東西統合を認めるかどうかといった結論を出すのは時期尚早。(林構成員)
- ・ NTT東西の統合による効率性の利益よりも、設備競争の促進等の東西分離の意義・価値の方が上回ると考えられ、コスト改革についてはバックオフィス業務の共通化等の他の方法があり得ることから、現時点での東西統合の必要性は低い。(大谷構成員)
- ・ 間接部門の重複によるコストを削減する観点からは、シェアードサービスを徹底的に活用すべきであり、現時点でNTT東西の統合を認めるべきでないが、今後、人口減少が厳しくなる中で状況が変化し、東西統合が必要となれば、公正競争への影響を勘案しつつ、改めて検討してよいのではないか。(高橋構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・ NTT東西分社時(1999年)から、市場の環境は大きく変化しており、かつてNTT東西の収益の柱であったメタル設備を用いた固定電話は赤字が拡大し、光サービスの純増も今後の大幅な拡大は見込めない状況の中、NTT東西が引き続き、光設備を維持・拡大し、他事業者へのネットワーク提供を低廉な料金水準で継続するためには、さらなる事業成長とともに抜本的なコスト改革が必要なため、将来的に経営の必要に応じて、NTT東西の統合も経営戦略の選択肢の一つとして検討可能となるよう見直しを要望。(NTT)
- ・ NTTから設備を借りる事業者の立場としては複数の事業者で切磋琢磨していく

ることが公正競争を有効に機能させるために必要。また、競争政策の観点でのNTT東西分離の目的は、ヤードスティック競争による非効率性の排除や資本分離を通じた相互参入による競争促進であったが、政策議論もないまま持株会社制度が導入(1999年)され、その目的は達成されておらず、東西一体化は本来の競争促進政策に逆行する。(KDDI)

- ・ NTT東西分社時(1999年)から、市場の環境は大きく変化しており、かつてNTT東西の収益の柱であったメタル設備を用いた固定電話は赤字が拡大し、光NTT東西とNTTドコモの資本一体化に伴い、料金低廉化インセンティブが生じにくい構造となっている。現状は東西の卸料金や運用等の差異を確認し効率化の有無を検証できるが、東西が合併するとブラックボックスになり確認できなくなる懸念がある。また、NTT東西の分離には、競争を通じた非効率性排除の目的があったものの、利用料金の低廉化は十分に進展せず、機能していない。東西分離を維持しつつ、検証・追加措置が必要。(ソフトバンク)
- ・ 引き続きNTT東西の分離、及び公正競争確保のための「特別な資産」の公平性の担保が必要。現在、ヤードスティック競争により両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等が行われ、透明性が図られていると認識しており、ドミナント事業者同士であるNTT東西の統合は、両社のコスト構造や収益構造の比較・検証が困難となり、「特別な資産」の管理に関する不透明性が増大することから反対。(楽天モバイル)
- ・ NTT東西が統合した場合、組織・設備の効率化や調達力の強化など、規模の経済が強力に働き、市場支配力が高まる可能性。設備競争の減退に繋がり得るものであることから、NTT東西の統合には慎重な検討が必要。(オプテージ、STNet)

第3章 NTT東西等の業務の在り方

第1節 NTT東西の本来業務の在り方

(1) 県域業務規制の在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・ 本来業務について県域業務規制を見直す場合、NTT東西が全国に線路敷設基盤を有することに鑑みれば、その上に設置された固定アクセス回線を用いるサービスの提供に係る業務を基本とすることに賛同。この際、公正競争の確保に加え、我が国における通信の安定的提供の確保の観点から、具体的なサー

ビスを省令で規定するなど、明確化すべき。(林構成員)

- ・ 県間通信について現状を踏まえたルールにする必要があるが、県間通信であれば何でもよいのではなく、モバイル等については競争上の影響があまりにも大きく、また、モバイルを行うに当たっての重要な資産を独占している状態にあるため、NTT東西が自ら行うことは不適切。また、ISPは卸元でもある立場から利益相反となるため、そのままISP事業を認める緩和はできない。(大谷構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・ NTT東西はすでに県内・県間を含めたサービス提供を行っており、PSTNマイグレにより固定電話においても同様であることを踏まえれば、旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味をななくなっている。(NTT)
- ・ 2025年のPSTN(回線交換網)のIP網への完全移行により、マイラインが廃止されNTT東西が全国一律料金で電話を提供する時代となった場合、県内通信に限定する業務範囲規制については、固定通信の提供範囲を東日本／西日本管内に限定する規制へと見直すことも検討の余地がある。(KDDI)
- ・ PSTNマイグレーションを契機に県域業務規制を見直すとしても、これは移動通信業務やISP業務の在り方とは無関係。(テレサ協)

(2) 県域業務規制を見直す場合の本来業務の在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・ 本来業務とは何かという定義・外延を明確にすべき。(林構成員)
- ・ 本来業務は、まずアクセス回線設備の提供であり、アクセス回線の提供に支障が起ころのは良くないので、アクセス回線を用いた固定通信サービスの提供までと考えられる。本来業務を義務的な業務と考えれば、県間通信を全て本来業務として行わなければならないのかという点については、議論の余地がある。(相田構成員)
- ・ 本来業務について県域業務規制を見直す場合、NTT東西が全国に線路敷設基盤を有することに鑑みれば、その上に設置された固定アクセス回線を用いるサービスの提供に係る業務を基本とすることに賛同。この際、公正競争の確保に加え、我が国における通信の安定的提供の確保の観点から、具体的なサービスを省令で規定するなど、明確化すべき。(林構成員)
- ・ 本来業務の範囲の画定は重要。県域業務規制を見直す場合は、移動通信業

務やISP業務等をどのような理由で禁止するのか整理が必要。(西村(暢)構成員)

- ・県間通信について現状を踏まえたルールにする必要があるが、県間通信であれば何でもよいのではなく、モバイル等については競争上の影響があまりにも大きく、また、モバイルを行うに当たっての重要な資産を独占している状態にあるため、NTT東西が自ら行うことは不適切。また、ISPは卸元でもある立場から利益相反となるため、そのままISP事業を認める緩和はできない。(大谷構成員)

【再掲】

- ・本来業務は固定通信サービスが基本であり、現在、活用業務として行われている上位レイヤー系の電気通信業務は、移動通信業務やISP業務等公正競争に大きく影響が及ぶような業務が除かれているものの、今後も本来業務としては捉えがたい。(大谷構成員)
- ・アクセス部門の資本分離や東西分離、業務範囲が見直された場合には、設備競争に甚大な影響があることについて非常に共感。(大谷構成員)
【再掲】

【事業者等からの主な意見】

- ・地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。NTT東西として、移動体事業やISP事業への進出、NTTドコモとの統合を行う考えはないが、これらについて担保措置が必要ということであれば、電気通信事業法でNTT東西のこうした事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を規定することも考えられる。(NTT)
- ・「特別な資産」を含むボトルネック設備の不可欠性とその競争優位性を持つNTT東西に対して、事業領域に制限をかける(=経営の自由という私権を制限)ために特殊法人として「NTT法」で規律することは必要。したがって、NTT東西が「特別な資産」を保有し続ける限りにおいては、NTT東西の事業領域規制は残すべきであり、ISP、移動体や放送事業への進出は、これまで同様、禁じられるべきと考える。(KDDI)
- ・特別な資産を有するNTT東西には構造的な優位性が存在し、時代に応じた見直しを行う場合も、業務範囲規制(構造的な規制)の維持が必要。公正競争を確保すべく、移動体・ISP事業等について引き続き禁止すべき。(ソフトバンク)
- ・今後のB5G時代において「特別な資産」の重要性が電気通信市場及びその周

辺市場において更に高まることが想定されることから、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性を拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠。移動通信事業やISP事業などへの業務範囲の拡大は、公正競争に重大な影響を及ぼすため、NTT法に定められている業務範囲規制等の「特殊法人法」の規律に基づき引き続き禁止することが、公正競争の確保の観点から極めて必要。(楽天モバイル)

- PSTNマイグレーションを契機に県域業務規制を見直すとしても、これは移動通信業務やISP業務の在り方とは無関係。(テレサ協)
- NTTの独占時代に整備されたインフラを活用したサービスと、他のサービスのバンドルは制限されるべき。特に、移動体通信事業、ISP事業、放送事業等上位レイヤーの事業は完全に分離し、子会社等を経由した提供も制限すべき。(ケーブルテレビ連盟)
- 電話業務等により保有する巨大な顧客基盤を活用し、NTT東西自らによる携帯電話サービス等の提供や、NTTグループの商材を活用した一体営業等が可能となった場合、光回線とのバンドル提供も想定され、設備事業者間の公正競争を阻害するおそれがある。公正競争の確保の観点から、NTT東西の業務範囲やNTTグループの統合は引き続き法制度により規制することが必要。(オプテージ)

第2節 NTT東西の本来業務以外の業務の在り方

(1) 活用業務の実施要件

【構成員等からの主な意見】

- 「本来業務への支障」と「公正競争への支障」がないという要件の2本柱は堅持すべきであり、緩和する意味はないのではないか。(大谷構成員)
- 電気通信業務以外の業務を柔軟に実施可能とするよう見直すことは必要な場合もあると考えられるが、実施要件としては、本来業務や公正競争に支障が生じないことを堅持すべき。(西村(暢)構成員)
- 活用業務は、本来業務に支障がない限りというのは大前提。公正競争の要件は、事前に全く確認しないのではなく、一定の枠付けは必要。(林構成員)
- 現行制度においても、子会社を通して地域電気通信業務以外の業務を実施することは可能。NTTは現状のデメリットとしてワンストップでサービス提供できないことを挙げているが、説得力に欠ける。(林構成員)

- ・ 地域課題の解決には地域の事業者がきめ細やかに対応しており、ある程度の参入障壁ができているため、NTT東西の活用業務が自由化された場合に、NTTが簡単に席巻することにはならないのではないか。(高橋構成員)
- ・ 電気通信業務以外の業務を柔軟に実施可能とするよう見直すことは必要な場合もあると考えられるが、実施要件としては、本来業務や公正競争に支障が生じないことを堅持すべき。(西村(暢)構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・ 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。地域や企業から寄せられる要望に対し、NTT東西は一元的な対応を実施することができず、現状は子会社等を交え個別にサービス提供をせざるを得ない。会社が分かれることにより、お客様にとって手続・対応等が煩雑となり、利用者の利便性が低下している。(NTT)
- ・ 地域課題へのトータルソリューションはそれぞれの領域において競争力を発揮している事業者との連携等を通じて提供されていることが一般的であり、必ずしもNTT東西において実施する必要はない。NTTは900社を超えるグループ会社を有し、資本関係のないビジネスパートナーとの連携を含めて何ら制約なくソリューションビジネスを開拓することは可能。(KDDI)
- ・ NTT東西の非電気通信業務の実施について、NTT東西は特別な資産を保有しているため、公正競争の観点から、業務範囲規制が必要。グループ内の他の会社で事業を行えばよく、また、適切かつ安定的な電気通信役務の提供がおざなりになることを懸念。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)
- ・ 子会社で行うことが効率的な場合もあれば、NTT東西で一気通貫して行うことが効率的な場合もある。ただ、全てを子会社化すると、間接コストも含めて全て各企業でリソースを割くことになる。お客様から見ても、提案が分散されてしまうデメリットもある。そのため、両方の選択肢を設けて柔軟に対応できるようにしてほしい。(NTT)
- ・ 活用業務は、本来業務や公正競争の確保に影響を及ぼさないことが大前提であり、NTT東西が強大なブランド力で展開すると、地域の市場を席巻し、地域人材の流出や地域経済の空洞化につながる点は留意が必要であることから、活用業務の判断は厳格に行われるべき。(JAIPA)
- ・ 活用業務は、本来業務や公正競争に支障が生じない範囲に限定されるなどの

制約があることを踏まえ、より自由に実施可能とすべきではない。より自由に実施可能とする場合、どのような要件を課すか等の慎重な議論が必要。(テレサ協)

- ・ 現在の活用業務は「本来業務のための設備・技術・職員を活用」し、「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障のない範囲で実施可能と規定。地域課題に対するトータルソリューションの提供等、NTT東西による地域電気通信業務以外の業務は、活用業務に該当すると認識しており、本来業務及び公正競争の確保に支障を及ぼさない範囲に限り認められるべきであり、範囲の明確化や適正性確認の更なる厳格化が必要。(オプテージ)
- ・ 今後のB5G時代において「特別な資産」の重要性が電気通信市場及びその周辺市場において更に高まることが想定されることから、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性を拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠。この観点に鑑み、NTT東西の業務は本来業務として実施が禁止される電気通信事業の公正競争に重大な影響を及ぼす業務と同様に、活用業務においても現状どおりその実施が限定されるべき。(楽天モバイル)
- ・ NTT東西の活用業務が自由化された場合、NTT東西のブランド力は強いことから、地域の事業者にとって脅威。(テレサ協)
- ・ 本来業務とユニバーサルサービスとは関係が深く、本来業務の安定的な提供は、本来ユニバーサルサービスの話であり、活用業務で確保した資金を本来業務に充当するのは、議論として違うのではないか。(KDDI)
- ・ NTTの収益面における部分を理由に何か事業範囲の拡大を考えるべきという話であるとすれば、第1号基礎的電気通信役務の収支ではなく、光IPやフレッツ光を含む指定電気通信役務の収支を参照すべき。(ソフトバンク)

(2) 活用業務の実施要件の確認方法

【構成員等からの主な意見】

- ・ 現行の要件は広範で詳細であることから、簡素化して市場検証会議等で包括的に検証することが効率的。事前規制から事後検証に転換し、市場検証会議等でモニタリングしてはどうか。この点について、非電気通信市場についても市場画定を行った上で検証を行うべきではないか。また、検証の場については、法令上の根拠を与えておくべき。(林構成員)
- ・ 活用業務について、事前規制ではなく事後検証という林構成員の考え方賛同。公正競争の確保の基本的な考え方は、事前規制ではなく事後規制であり、

遅滞なく検証しながら、問題があれば対応するという姿勢が重要。公正競争は、競争させないのでなく、競争に不当性があるかという観点であり、ユーザーの利益が置き去りになってはならない。(大橋主査代理)

- ・活用業務について、現行制度では、いわゆる公正競争に関する要件を確認しており、事後検証とするのであれば、しっかりとした担保が求められる。(西村(暢)構成員)
- ・現行の事前届出は厳格に運用されているが、スピード感のある活用業務の提供に支障があるのであれば、スピードアップを図ることも一案。要件を満たすかの確認方法については、類型化して簡素化することも考えられる。また、提供者が開始され利用者が増加した事業について、途中で簡単には撤退できないことから、完全に事後検証に委ねることは難しいのではないか。(大谷構成員)
- ・活用業務等の審査の在り方について、分野によっては競争が激しいためNTT東西は急いでサービスを開始したいのかもしれないが、NTT東西が自ら保有するインフラを背景として抜け駆け的にサービスを提供した場合には、他事業者に与える影響が大きいことから、従来どおり慎重に審査すべき。(相田構成員)
- ・活用業務は、本来業務に支障のない限り基本的には自由に認めてよいが、公正競争の観点は重要であり、市場検証会議といった検証の場において、都度都度に検証機能を働かせて、公正競争にゆがみのないようにしていくことも併せて必要。(林構成員)
- ・活用業務の競争を評価するに当たっては、その評価の主体(会議体)について、法令上の根拠を与えておくべきではないか。(林構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・公正競争の確保の観点から、電気通信市場について検証することは大前提。農業などの非電気通信市場は、全く検証する必要がないというわけではなく、そのような市場であっても検証は必要。ただし、どのような場で、どのような仕組みに基づいて、誰が検証するかは市場によって異なり、一元的にどこかの期間に区切って検証を行うことは困難であると考えられるため、フィージビリティを含め事後的に検証する仕組みを別途議論すべき。(NTT)
- ・業務拡大に伴い、地域電気通信業務がおろそかになる懸念があることから、我が国の基幹インフラである「特別な資産」の重要性を踏まえれば、保有事業者の本来業務の遵守を法的に担保することが必要。加えて、本来業務以外への

事業拡大等により過大なリスクを負うことで、NTT持株・東西のあるべき姿・本来業務に支障があつてはならず、法的な担保措置の維持・強化が必要。(ソフトバンク)

(3) 目的達成業務等の在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・ NTT東西は、現状、自己設置要件があるため、同じNTT持株の下にある両者が、同じ地域で別々に設備を構築するのは効率が悪いことから、業務区域外の地域電気通信業務を行わないという判断にしかならず、NTT東西の直接競争は困難。業務区域外で地域電気通信業務を行う場合は自己設置要件を外すことも一案。(相田構成員)
- ・ NTT東西の目的達成業務等は、本来業務と活用業務の中間に位置付けられると考えられるため、活用業務の実施要件・確認方法と同等か、それより緩やかな規制とすべき。(林構成員)
- ・ 活用業務や目的達成業務の審査については、分野によっては競争が厳しいことから、NTT東西は急いでサービスを開始したいのかもしれないが、NTT東西が独占的なインフラを背景に抜け駆け的にサービスインすると、公正競争への影響が大きいため、当面は従来どおり慎重な審査を行うことで良いのではないか。(相田構成員)**【再掲】**

【事業者等からの主な意見】

- ・ 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。(NTT)

第3節 NTT持株による事業の実施の在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・ NTTの主張が、あまねく責務の担保と研究の推進に影響がないものであるかどうかをしっかりと踏まえたものであれば納得が得られると思う。(大橋主査代理)
- ・ NTT持株の事業実施の可否については、NTT東西の活用業務と同様に、本来業務や公正競争に支障のないことが重要。研究成果を事業化して社会に役立てるることは重要である一方、本来業務がおろそかにならないよう、事業の種類や投資規模を限定し、会計を分離して黒字化した段階で再検証するなど分離

のルールを明確化して、その後、公正競争への影響も評価するなど、二重の評価をしてはどうか。(大谷構成員)

- ・ NTT再編成の趣旨に鑑みれば、NTT持株が本来業務と目的達成業務以外の業務を行わない現行制度は理にかなっている。NTTは「実用化開発・事業化」と「事業拡大」のうち前者をNTT持株で実施したいとしているが、その境界を定量的・外形的に判断することが困難であり、NTT持株が事業リスクを抱え続けることになると本来業務にも影響するため、事前・事後に本来業務や公正競争への影響を審査し、問題があれば事業を分離するなどとしてはどうか。これを前提として、NTT持株の業務範囲を緩和するのがよいのではないか。(林構成員)
- ・ 投資規模等を事前審査するとともに、事業セグメントを明確化し、黒字化した時点でグループ会社に引き継いだり、赤字が数年続ければ事業を停止したりするなど、事後にも審査することとした上で、限定的にNTT持株の事業実施を認めることはあり得るのではないか。(高橋構成員)
- ・ 持株の事業実施については、現行の業務範囲をなぜ変えるのか慎重に検討すべき。「研究成果の事業化」と「事業拡大」の境界が曖昧であれば、法の適用対象も曖昧になる懸念がある。NTT持株の目的・責務(基盤的技術の研究と、ユニバーサルサービスの確保)を踏まえ、現行制度の基本的枠組みは維持することがスタート地点ではないか。(西村(暢)構成員)
- ・ 大学や他の研究機関でも、事業化は別の組織に移して行うのが一般的であり、NTT持株で事業化を行うにしても、本来業務への影響等を検証可能な形で実施すべき。(相田構成員)
- ・ 「研究成果の事業化」と「事業拡大」を線引きすると事業を失敗させてしまう可能性があり、透明性のある形で実施されれば、必ずしも規制を強化するものでなくてよいのではないか。(大橋主査代理)

【事業者等からの主な意見】

- ・ NTT持株の責務等は果たした上で、それに影響のない範囲で実施したい。子会社でも実施可能ではないかとの指摘については、NTT持株は基礎研究を行うこととされており、事業化に向けて同じ主体が行うことで円滑に進むと考えており、研究成果を事業化する際の「死の谷を越える」部分について、NTT持株で直接実施することで、効率的に事業化していきたい。NTT持株で実施する基礎研究は幅広く、その成果がどのようなプロダクトになるかは様々な出口があり、例えば、人工光合成の技術や必要な音だけを取り出す技術等の実用化

など、適用範囲によっては公正競争の確保に支障のない範囲内で技術のマネタイズを考えることができる。(NTT)

- ・持株による事業化のリスクを事前に審査することについては、事業化に向けた種をどこまで事前に開示できるのかという問題があることに加えて、そのような種がどの市場でどのように花開くのかはテストマーケティング的にやってみないと分からないので、事前に影響をどの程度推し量れるかという点も含め議論がある。(NTT)
- ・研究成果の事業化は子会社でも実施可能であり、なぜNTT持株で行う必要があるか冷静に議論が必要。半導体など投資リスクがある事業を実施可能とすれば、NTT持株の目的である電気通信役務の安定的な提供に対するリスクがある。また、電気通信事業以外でも、電気通信事業と親和性の高いNTTデータが行うソリューション市場のような隣接市場など、電気通信事業に公正競争に影響を与えるものがあるため、公正競争の確保に支障がないかは慎重に検討すべき。(KDDI、ソフトバンク)
- ・NTT持株による「研究開発成果の事業化」の形態をあらかじめ類型化して想定することは困難なため、それが公正競争に与える影響について事前に検証し、適切に評価することはできない。(KDDI)
- ・NTT持株は適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ることを第一とし、その業務は最小限とすべき。NTT持株の業務範囲の拡大は、本業以外への傾倒や新事業による損失等の可能性を高め、本来業務のサービス品質の低下・特別な資産の売却・NTTグループ優遇のインセンティブ増加等、本来業務及び公正競争への影響が考えられることから認めるべきではない。また、持株が事業を実施しないことを前提に現行制度は組み立てられており、NTT持株の事業実施を認めると、事業法・NTT法全体の在り方に影響することから、慎重に検討する必要がある。(ソフトバンク)
- ・「事業拡大」は、「競争事業者や代替品との差別化を図り、収益・利益を拡大する」旨のNTT回答を踏まえると、公正競争に影響を与えるものを遮断できないため、極めて慎重に扱うべき。子会社が行う方が機動的に対応できるのが一般的な感覚。(KDDI)
- ・NTT持株の事業実施は、公正競争上の懸念のみならず、「特別な資産」をもつて安定的な電気通信役務の提供を行うというNTT本来の業務目的を、当該事業に起因するリスクに晒すという観点からも、認められるべきではない。(楽天モバイル)

- ・仮に、NTT東西の市場支配力の他市場へのレバレッジや複数市場にまたがるジョイントドミナンス等を可能とする事業をNTT持株が行うことになれば、公正競争上の懸念が生じるため、認めるべきではない。研究成果の事業化においても、公正競争上の懸念が生じないと検証は行われておらず、議論することは時期尚早。(テレサ協)

第4章 NTTグループに関する公正競争の確保の在り方

第1節 NTTに対する累次の公正競争条件の在り方

(1) NTTに対する累次の公正競争条件について、各条件の要否、内容や対象

【構成員等からの主な意見】

<総論>

- ・NTTに対する累次の公正競争条件について、公平性の確保と関係しており、そのための規制や状況評価が必要。(西村(暢)構成員)
- ・累次の公正競争条件は、個別に維持すべきかを検討し、今日的にも必要なものは維持・強化し、必要性が低下したものは廃止すべき。(林構成員)
- ・今日的にも必要なものは維持・強化し、必要性が低下したものは廃止すべきという林構成員の意見に賛同。(大橋主査代理)
- ・NTT持株はNTT東西の株式を100%保有しており、株主権の行使を通じて東西の状況を知り得る状況にあり、情報流用やグループ内の不当優遇等の懸念はあることから、NTT持株に係る公正競争条件についても引き続き規律すべき。(林構成員)
- ・累次の公正競争条件での「公正競争」は、東西の設備部門と利用部門の間なのか、東西と他事業者の間なのか等を掘り下げて議論すべき。(相田構成員)

<各論>

- ・「共同資材調達」は、アクセス回線の利用の公平性・中立性とはやや性質が異なり、ユーザーにもメリットがあるため、事業者間の公平性を重視するか、ユーザーの利便性を重視するかといった軸を明確化すべき。(大橋主査代理)
- ・「共同資材調達」は一定程度緩和しても問題なく、「研究開発成果の公平な開示」はNTT・他事業者が一致しているとおり撤廃してよいのではないか。(林構)

成員)

- ・「共同資材調達」について、NTT独自仕様の機器等の調達になる懸念があり、他事業者との接続性が確保されるもので、緩和するとしても、仮に共同調達のスキームを使わなくとも他事業者が同じスペックのものを調達可能なものに限定するのがよいのではないか。(相田構成員)
- ・「共同資材調達」について、現在の他事業者も参加可能なスキームが十分機能しているのであれば、緩和してもよいのではないか。(大谷構成員)
- ・「在籍出向」について、金融業界の規制を踏まえれば、ファイアウォール等を設け、情報のコントロールの実効性を確保できるかが重要であり、こうした規律を設けて透明性をもって検証することが困難であれば、認められないのではないか。(大谷構成員)

【事業者等からの主な意見】

<総論>

- ・時代の変化を踏まえて一部については見直しを行ってほしいが、電気通信事業法に規律されているもの等はNTT東西として遵守する考え方であり、また、すでに法定化されているものは維持する意義を失っている。電気通信事業法に規定されていない条件の法定化の検討は、法定化の必要性の有無を慎重に見極めることが必要。引き続き市場検証会議における検証等に協力する考え。(NTT)
- ・今日的にも構造的措置の担保等のために必要であることから、基本的に維持又は強化すべき。法的安定性の担保やその実効性の確保のため、法的位置付けを与えるべき。市場検証会議等で各条件について公平性が保たれているか検証することが適当であり、検証やその結果を踏まえた措置の実効性の確保のため、検証の場を法定化すべき。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)

<NTT東西によるネットワークの公平な提供>

- ・一種指定設備規制、禁止行為規制として事業法に規律。NTT東西としては、当該規律を引き続き遵守していく考え。(NTT)
- ・事業法に規律が存在するが、資本関係がある以上グループ優位な提供の懸念があり、また、NTT東西とNTTドコモ間での別個の伝送路の構築については規律が存在しないことから、引き続き規律が必要。(ソフトバンク)

- ・事実上的一体化を背景とした、NTTグループの不当な競争力拡大、公正競争の阻害の懸念があり、より実効性のある規律に強化すべき。(楽天モバイル)
- ・グループ企業を優遇しないことは公正競争条件の効果を確保するために不可欠であり、今後も維持されることが必要。(JAIPA)

<各種取引条件等の公平性の確保>

- ・NTT持株に係るものは、当該条件が制定された当時の旧NTTにおいて、独占的な電気通信事業を行っており、市場における支配的な地位にある事業者との取引を通じた不当な優遇等を防止する観点から規律されたものだが、NTT持株で今後も電気通信事業を行う考えはないことから、見直しても公正競争上の影響は起こらず、不要。NTT東西に係るものは引き続き遵守する考え。(NTT)
- ・同じ条件でもグループ内の内部補助によりグループ優位になる懸念があり、こうした取引は事業法の規律がないため、引き続き規律が必要。また、NTT持株は事業法の適用を受けないため、引き続き公正競争条件での担保が必要。(ソフトバンク)
- ・事実上的一体化を背景とした、NTTグループの不当な競争力拡大、公正競争の阻害の懸念があり、より実効性のある規律に強化すべき。(楽天モバイル)
- ・グループ企業を優遇しないことは公正競争条件の効果を確保するために不可欠であり、今後も維持されることが必要。(JAIPA)

<在籍出向及び役員兼任の禁止>

- ・NTT持株と各社間の在籍出向禁止は、当該条件が制定された当時は旧NTTにおいて、独占的な電気通信事業を行っており、市場における支配的な地位にある事業者との間における情報流通を通じた不当な優遇等を防止する観点から規律されたものだが、NTT持株で今後も電気通信事業を行う考えはなく、幅広い事業分野に精通した人員を増やしグループ運営を円滑化するため見直してほしい。NTT東西と各社間の在籍出向禁止は引き続き遵守する考え。(NTT)
- ・グループ内の人々の流動は、グループ会社間の情報の流通につながるほか、規制遵守のインセンティブ等が希薄になるおそれがあるため、維持又は強化を検討すべき。(ソフトバンク)

<独立した営業部門の設置>

- ・ NTT東西としては、NTTコムとの間で独立した営業部門を設置しており、また、禁止行為規制でNTTコムからの販売受託での優遇が禁止されており、当該規律を引き続き遵守する考え。(NTT)
- ・ NTT東西の取引の公平性を構造的に確保すべく、対象をNTTコミュニケーションズのみならず拡大(NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTデータへ拡大)すべき。(ソフトバンク)
- ・ 事実上的一体化を背景とした、NTTグループの不当な競争力拡大、公正競争の阻害の懸念があり、より実効性のある規律に強化すべき。(楽天モバイル)
- ・ グループ企業を優遇しないことは公正競争条件の効果を確保するために不可欠であり、今後も維持されることが必要。(JAIPA)

<顧客情報その他の情報の公平な提供>

- ・ 顧客データベースは分離されており、また、禁止行為規制で不当な優先的取扱い等が禁止されており、当該規律を引き続き遵守する考え。(NTT)
- ・ 事業法で規律が存在するが、資本関係がある以上グループ優位な提供の懸念があり、引き続き規律が必要。(ソフトバンク)
- ・ 事実上的一体化を背景とした、NTTグループの不当な競争力拡大、公正競争の阻害の懸念があり、より実効性のある規律に強化すべき。(楽天モバイル)
- ・ グループ企業を優遇しないことは公正競争条件の効果を確保するために不可欠であり、今後も維持されることが必要。(JAIPA)

<共同資材調達の扱い>

- ・ これまで不断のコスト削減を実施してきているものの、現在の制約の下でのコスト削減は限界を迎えており、加えて物価高騰や労務費の上昇等の影響もある中、安定的なサービスの提供のためには、コスト削減余地を拡大させることが必要であり、コスト効率の向上や利用者利便の向上に向け、建設工事・保守の委託や工具や保安部品、消耗品等の物品類等について、共同調達の対象資材の制限を撤廃してほしい。(NTT)
- ・ 巨大な購買力の行使のほか、ネットワーク情報の流通や設備仕様のNTTグループ最適化等が進む可能性があり、公正競争に影響を及ぼすおそれがあるため、引き続き規定を維持すべき。(ソフトバンク)
- ・ 公正競争に及ぼす懸念をさらに見極める必要。(JAIPA)

<研究開発成果の公平な開示等>

- ・先般のNTT法改正における研究開発の普及・推進責務の撤廃により見直されるものと考える。(NTT)
- ・研究開発に関する責務規定が廃止された趣旨を踏まえ、公正競争条件からも除くことで良いが、責務廃止の影響も含む継続的な事後検証の実施は必須。(ソフトバンク)
- ・廃止も含め検討すべき。(JAIPA)

<その他、追加すべき類型>

- ・構造的措置が形骸化しないよう、分離会社の再統合を禁止する規律が必要。(KDDI)
- ・分離会社に関する再編は事前審査や認可の手続を実施すべきであり、公正競争条件における規律が必要。(ソフトバンク)
- ・NTTドコモ、NTTデータの出資比率の低下に関する規定の廃止は、行為規制が機能することが前提であり、行為規制の遵守が不十分な場合は、改めて出資比率の低下を求めることが明確化すべき。(ソフトバンク)
- ・合併や再編が繰り返される中で、NTTグループ内事業者と他事業者との公平性が担保されなくなることを危惧。線路敷設基盤のNTTグループ内と他事業者の公正の担保、NTTグループ内での営業面でのファイアウォールなどが求められる。(ケーブルテレビ連盟)

(2) NTTに対する累次の公正競争条件の法的位置付け

【構成員等からの主な意見】

- ・NTTに対する累次の公正競争条件は、「要請」等にとどまっており、法的安定性の担保や実効性の確保が十分ではないことから、法的に位置付けて、検証の対象として法定化することが一つの考え方ではないか。(西村(暢)構成員)
- ・西村(暢)構成員の意見に賛成。今日的に必要な条件は維持・強化し、必要なものは廃止すべきであり、市場環境の変化に応じた見直しを行った上で必要なものについては、法的安定性や実効性を確保するため、電気事業法を参考にしながら法定化すべき。また、フレキシブルな方が実効性を確保できることから、規律の対象は一定の範囲から指定可能とともに、規律の内容は省令委任することがよいのではないか。(林構成員)

- ・ 累次の公正競争条件について、法的担保は必要。(西村(真)構成員)
- ・ NTTに対する累次の公正競争条件について、市場環境の変化を踏まえて今日的な必要性を検討し、必要なものについて実効性や透明性の向上の観点から法定化することに賛同。(高橋構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・ 電気通信事業法に規定されていない条件を法定化することを検討する際には、電気通信市場の公正競争に与える具体的な影響等を議論した上で、法定化の必要性の有無を慎重に見極めていくことが必要。これまでどおり、総務省の市場検証会議における検証等に協力していく考え。(NTT)
- ・ 法的安定性や実効性が確保できていないものについて法定化すべき。(KDDI、ソフトバンク、ケーブルテレビ連盟)
- ・ 検証の手法については、法令遵守措置にかかる報告の範囲を適切に定めた上で、その報告の粒度を検証可能な単位に細かくすることが必要。加えて、監査の信頼性の向上・NTT東西の規制遵守のインセンティブ向上・グループの一體的な監査の実施・第三者機関による改善策の提示が可能といった点を踏まえ、第三者機関による外部監査も検討すべき。(ソフトバンク)
- ・ 検証会議のような会議体により、総務省及び有識者からなる構成員及び関係事業者からなるオブザーバにより年1回以上の定期的な検証を行うとともに、対象となる事象が生じる可能性のある際には、ロックイン効果による公正競争の阻害を回避すべくNTTグループから総務省への事前の報告を義務化し、適宜検証が行われるべき。(JAIPA)

第2節 電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・ グループ内の組織再編は、競争環境に影響を与えるものであるが、電気通信事業法や独占禁止法では対応しておらず、法的枠組みを設けることも考えられるのではないか。(西村(暢)構成員)
- ・ 西村(暢)構成員の意見に賛同。グループ内の再編の審査は、公正競争の確保のために重要であり、事後的な是正は困難であるため、審査の基準等を明確に定めて事前審査を実施すべき。(大谷構成員)
- ・ 西村(暢)構成員の意見に賛同。公正競争の確保のためにグループ内の分離

が行われてきた経緯に鑑みれば、公正競争に影響を与えるような再編に絞つて行うことが効率的であり、NTTに限らず市場支配的な事業者を対象としてよいのではないか。(林構成員)

- ・ グループ内の再編の審査について、行政のコストやスピード感を考慮すれば、公正競争に影響を与える再編に限って審査すれば足りるのではないか。(高橋構成員)
- ・ グループ内の再編は、水平合併や垂直合併など様々であり、公正競争に与える影響を丁寧に見ていくべき。また、対象については、NTTだけでなく、MNOも規模が大きくなっていることを踏まえ、どの事業者まで審査の対象にするか考えるべき。(大橋主査代理)
- ・ グループ内の再編の審査について、法的担保は必要。(西村(真)構成員)
- ・ グループ内再編について、禁止行為規制の潜脱と考えられる事例があった場合には、事後的な業務改善命令では不十分であり、事前に当該再編を差し止める手段があった方が望ましい。例えば、グループ内再編に対する登録の更新制度を適用し、公正競争に反する場合には登録の更新の拒否等をすることが考えられる。(林構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・ 公正競争に与える影響の大きいNTT東西とNTTドコモの統合又はNTT東西がISP事業に進出することにつながるような再編を行う考えはなく、その禁止を法定化することも考えられるところ、グループ内再編に係る事前審査までは不要であり、市場検証会議において事後的に検証し、仮に公正競争上問題があると認められる場合には、是正する仕組みとすることで対応していくべき。なお、当該検証は、電気通信市場全体の公正競争の確保という観点から、主要通信事業者全体を対象とすべき。(NTT)
- ・ 政策的に分離・分割されてきたNTTグループの再編については、一体経営の進行や規制の潜脱等が懸念されることから特別な規律が必要であり、電気通信事業者かどうかに関わらず、NTT持株や旧分離会社(NTT東西・NTTデータ・NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ・NTTコムウェア)に関する再編は事前審査や認可の手続きを実施すべき。なお、再編の形態については、例えば旧分離会社の資本関係に伴う再編や、事業移管による組織再編などが想定されるものの、競争環境に影響を及ぼすか否かは個別具体的な審査が必要。(KDDI、ソフトバンク)

- ・電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方について、NTTグループは公正競争上の観点からグループ内分離が行われてきた経緯があり、再び統合することは公正競争に影響を与えるため、グループ内再編について規律が必要。(KDDI)
- ・電気通信市場と隣接するソリューション市場で強大な競争力を持つNTTデータとNTTドコモやNTT東西との合併が公正競争を阻害するおそれがあるため、NTTグループからの資本分離が必要。(KDDI)
- ・NTTグループの再編については、再編の形式・程度によらず、当該再編が公正競争上の影響を及ぼし得る懸念があることから、透明性・実効性のある事前審査が必要。なお、「特別な資産」を承継していないNTTグループ以外の事業者におけるグループ内再編については、公正競争上の問題は生じ得ない。(楽天モバイル)
- ・一部のMNOについて、事業譲渡によって、本来運用されるべき公正競争上の規律が適用されなくなった事例があり、NTTに限らず、市場支配的事業者(一種指定設備を設置する事業者又は二種指定設備を設置する事業者)に係る合併、事業譲渡の際には、総務省による審査や検証などの事前・事後措置を講じることが必要不可欠。(テレサ協)
- ・公正競争の観点から規制する事項や規制対象を定めても、回避できる可能性があることから、公正競争維持のためには事前の審査が必要。(JAIPA)
- ・NTT持株の資本・人事管理の下で事業運営が行われており、各子会社間の業務の完全な分離には至っておらず、独占的シェアを有する光ファイバと他の商品のセットにした営業、割引等の行為は他社との競争上圧倒的に優位に立つこととなるため、これらを可能とする組織再編は予防されるような制度設計が必要。(ケーブルテレビ連盟)

第5章 ネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方

第1節 メタル固定電話の接続ルールの在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・LRICは、非効率性の排除の観点から有効で、当面は使い続けることになるのではないか。ただし、メタル縮退の状況を踏まえて、将来的にその在り方を見直す可能性は残しておくべき。(高橋構成員)

- ・当面は引き続きLRICを用いることが適当との高橋構成員の意見に賛同。メタル固定電話の接続ルールの在り方について、非効率性の排除の考え方を接続料の検討において活用しなくなることは考えにくいため、引き続きLRICを用いることが適当。(西村(暢)構成員)
- ・メタル固定電話の接続ルールの在り方について、ユニバーサルサービスワーキンググループでも並行して検討しているが、現在メタルで提供されている公衆電話や安全・安心系のサービスがどう移行されるかが分からないと議論していくことから、当該ワーキンググループと意見交換をしてもよいのではないか。(相田構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・NTT東西は引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に公平にネットワーク提供等を行っていく考えだが、今後、メタル設備を縮退していくこと等を踏まえても、電話時代の規制・ルール(LRIC方式による固定電話の接続料算定やプライスキャップ規制等)は廃止すべき。(NTT)
- ・音声市場は縮小傾向にあるため、通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期に来ており、全事業者へのビル＆キープ方式の導入等、環境変化に応じた制度整備の検討が必要だが、LRICは、接続料算定だけでなく、ユニバーサルサービス制度における補填額の算定等にも活用され、交付金規模の肥大化を防止する等重要な役割も果たしており、廃止することは適切でない。(KDDI)
- ・2025年1月のIP網移行後の接続料算定の一部(メタルIP電話)において引き続きLRIC方式が用いられることとなっており、実際費用方式による接続料算定における情報の非対称性や、一種指定設備を設置する事業者の非効率性の排除等の課題を解消するためには、今後もLRIC方式は有用であることから、廃止すべきではない。(ソフトバンク)
- ・LRICについては、電話のユニバーサルサービス交付金制度の交付金の設備管理部門コストの算定にも用いられていることに鑑みれば、安定的な電気通信役務の提供の確保のための電話時代の規制・ルールの必要性は不变。(楽天モバイル)

第2節 利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・ 卸料金の長年の高止まりを踏まえて卸に関する規制を導入した経緯があり、今後も市場検証の場で規制の効果を厳格に検証していく必要があるのではないか。(西村(暢)構成員、林構成員)
- ・ 「ひかり電話ネクスト」について、競争環境への影響を踏まえて特定卸電気通信役務の対象とするかを議論しており、総務省において、NTTや関係事業者から情報収集を行い、実態を精査すべきではないか。(西村(暢)構成員)
- ・ 卸に関する規律については、ガイドラインが浸透してきているが、卸役務の重要性が高まる中で、ガイドラインで必要十分か検討すべきであり、規制強化もあり得るのではないか。(大谷構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・ 卸は接続と異なり、相対契約を基本とするビジネスベースであり、サービスの柔軟性・多様性を担保する観点から、規律は必要最小限であるべき。(NTT)
- ・ 卸電気通信役務は、本来ビジネスベースの自由な契約により、多様なプレイヤーとの協業や価値創造等を促進し、市場の活性化に寄与するものであることから、規制は必要最小限であるべき。(KDDI)
- ・ 市場独占性が存在し、接続との代替性が不十分な卸役務については、ビジネスベースでなく接続に準じた規制の適用の検討が必要。具体的には、光サービス卸やひかり電話ネクスト卸等が規制を要する卸と考えられる。また、透明性や適正性の確保のため、卸料金の原価(接続料相当額)との連動性、年度頭の料金改定及びコスト構造の異なる東西における別料金設定を実現すべき。(ソフトバンク)
- ・ NTT東西の一種指定設備への接続の公平性及び「特別な資産」の提供の公平性が実効的に担保されていることを前提として、卸については接続と異なりビジネスベースであることから、規律は最小限であるべき。(楽天モバイル)
- ・ 卸役務の価格・条件の透明化、公平・無差別な提供の確保が必要。接続と同等レベルで規制・検証が必要であり、法制度化すべき。(ケーブルテレビ連盟)
- ・ 卸役務への規律は、MVNOやFVNOが安定的に事業を行い、役務を利用者に提供するために必要不可欠な規律であり、今後も維持されるべき。規律の対象役務や規律の内容は、5G(SA)等、時代の変化に即して継続的に見直されるべき。(テレサ協)
- ・ 光サービス卸は接続と同等レベルで規制・検証がなされるべき。光サービス卸

のキャリアズレート化も含む接続メニュー化が検討されるべき。(JAIPA)

第3節 5Gにおけるネットワーク開放の在り方

【構成員等からの主な意見】

- これまで標準化が遅れていたため事業者間協議が進んでいなかつたが、標準化の目途が立ったため、MNOが提供可能なサービスやMVNOが提供したいサービスが明確化され、今後は加速度的に事業者間協議が進むのではないか。(高橋構成員)

【事業者等からの主な意見】

- 5G (SA) サービスの普及促進に向けては、ユースケースの創出を図りながら、ユーザーニーズや技術的課題を踏まえつつ、必要な制度検討を進めていくことが重要。機能開放のあり方についても、上記と並行して、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化した上で、MNOとMVNOの相互理解を深め、協議を進展させていくことが重要。(NTT)
- 5G (SA) の機能開放の4類型については、接続料研究会でも議論が行われており、当該報告書を踏まえつつ、今後においても、MVNOサービスの円滑な提供に向け、MVNOと相互理解を深めながら、適時適切に情報提供などを行い真摯に協議に応じていく考え。まずは、その協議状況について注視することが適當。なお、フルVMNO (RANシェアリング) については、広範な技術的課題が多くあり、実現可能性から議論が必要。(KDDI)
- MVNOに対しては5Gの機能開放に向け前向きに対応中。ライトVMNO (MNO 提供のAPIを通じて仮想基盤スライスを利用する形態) について、MVNOがモニタリング等一部機能を利用可能な提供形態を提示し自主的に利用意向を確認。L2接続相当については要望事業者と接続方法等を協議中であり、実現時期についても国際標準化の確定(2024年3月完了予定)を受けベンダ開発着手の目途が立つ想定であることから、具体的な提案が可能となる見込み。RAN シェアについては、無線リソースの制御等への影響と国際標準化が課題との共通認識のもと、具体的な要望があれば検討を進める予定。(ソフトバンク)
- いずれの機能開放の形態においても、MVNOが実現したいサービス提供イメージの具体化がまず必要。サービス自体の提供イメージが定まらず、需要の有無がわからない機能開放の開発をMNOとしては進めることが難しいため、引き続きサービス提供イメージの具体化を促進する必要がある。(楽天モバイル)

- ・ 現状では5G (SA) はMNOが現に自社の利用者向けに提供していないものとして特定卸電気通信役務には指定されていない。MVNO各社からは5G (SA) の卸協議について、卸元提供事業者(MNO)からの情報開示不足や、国際標準化の遅れを理由とした具体的検討の停滞などの課題が生じているとの声もあり、これらの卸協議の状況の注視が必要。また、MNOによる自社利用者への5G (SA) の提供が進んでいることを踏まえ、5G (SA) の特定卸電気通信役務への指定の要否やそのタイミングを検討すべき。(テレサ協)

第4節 禁止行為規制の在り方

【構成員等からの主な意見】

(規制の内容)

- ・ 禁止行為規制のうち、情報の目的外利用について、接続と卸役務に差があることには疑義があり、卸役務の情報であっても目的外利用がなされれば公正競争にマイナスの影響を与えるため、卸役務に関する情報の目的外利用も禁止されるべき。(林構成員、大谷構成員)
- ・ 禁止行為規制の在り方について、卸役務に関する情報の目的外利用の禁止は早急に行うべきという考え方もあるが、まずは検証をスタート地点として、問題の把握を行うべき。(西村(暢)構成員)

(移動通信分野における規制の対象)

- ・ 移動通信分野の禁止行為規制適用事業者は、現在の競争状況に鑑みれば、NTT東西がフレッツ光の卸役務を提供し、固定通信サービスとスマートフォンのセット割引が競争上の強みとなる現在の競争状況を踏まえれば、NTT東西と同じグループであるNTTドコモのみに禁止行為規制を課すことは合理性があるのではないか。(林構成員)
- ・ 禁止行為規制について、事業者シェアを見ると現時点ではNTTドコモのみを適用対象とするのが妥当だが、今後の事業者シェアの推移を注視して、適用対象の拡大に関する議論の余地を残しておくべき。(高橋構成員)

【事業者等からの主な意見】

(規制の内容)

- ・ 卸情報の目的外利用があつてはならないが、既存のガイドラインで禁止されていることに留意が必要。(KDDI)

(移動通信分野における規制の対象)

- ・ NTTドコモについて、携帯電話等の契約数シェアは、分社時には約6割だったが、現在は約4割以下(2023年9月末時点で35.2%)に減少しており、競争優位性がなくなってきたおり、また、MVNOに対する影響力にMNO3社の差異はなく、NTTドコモのみに事前規制や事後的な検証を課されることは適当ではない。(NTT)
- ・ 禁止行為規制は市場支配力を根拠とした規律であり、市場支配力を有する電気通信事業者に指定されていない事業者に対しても規律を適用すべきとの見解は適当でない。(KDDI)
- ・ 収益シェアや、昨今のNTT東西や旧NTT分離会社との構造的な資本関係の高まりを踏まえれば、公正競争に影響を与える蓋然性が依然として高いため、NTTドコモへの禁止行為規制の維持が必要。また、他の二種指定設備を設置する事業者については、事情が異なること等から、禁止行為規制の適用はあり得ない。(ソフトバンク)
- ・ 2020年のNTTドコモ完全子会社化により、NTTの独占性・巨大性の拡張を抑止する重要性が増しており、モバイルネットワークの基盤となる「特別な資産」の公平性を担保する観点からも、引き続き禁止行為規制をNTTドコモに課すことが適当。(楽天モバイル)
- ・ 移動通信ではMNOがMVNOに対して高い交渉優位性を保持しており、MVNOが公正競争環境のもと事業展開等を行うためには、二種指定設備を設置する事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、現行のNTTドコモに加えて、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクに対しても禁止行為規制を早期に適用すべき。(テレサ協)

第6章 線路敷設基盤の開放の促進等の在り方

第1節 線路敷設基盤の開放の促進の在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・ まず、電柱利用等の実態を明らかにすべき。その上で、これまで電柱は市場検証の対象ではなかったため、新たに市場検証の対象とすべきではないか。(西村(暢)構成員、林構成員、高橋構成員)
- ・ 特別な資産について、メンテナンス等に相当なコストが必要だと思うが、民間企

業として経営される中でどのように維持していくか議論が必要。(大橋主査代理)

- ・線路敷設基盤の開放の促進の在り方について、NTTの線路敷設基盤の公共財としての位置付けを考えれば、NTTの電柱等について、他事業者との間での利用の同等性の確保は重要。現状について十分に把握できていないため、まずしっかりと実態を把握して検証を行うことに賛同。(大谷構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・特別な資産は引き続き公平・公正に提供し続けていく考えだが、今後、イノベーションによって使用されなくなるものもあるため、必要なものは残しつつ効率化できるよう一定の柔軟性が必要。(NTT)
- ・効率化は必要だが、自由な譲渡や売却は認めるべきでなく、慎重に議論すべき。国民生活における通信の安心安全の確保を踏まえると国のコントロールが必要。(KDDI)
- ・電柱・管路ガイドラインは一定の役割を果たしているが、それでもなお利用の拒否や審査に時間がかかるといった問題が残っている。整備計画・審査基準の情報開示、審査期間短縮、第三者による監査の制度化が必要。(ケーブルテレビ連盟)
- ・NTTの電柱の利用に関し、迅速性、透明性を高めていただきたい。(JCOM)

第2節 インフラシェアリング事業の促進の在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・公益事業特権の付与は他者の権利を制限する特別の権益を与えるものであるため、認定電気通信事業者に使用されることなど一定の担保をした上で、インフラシェアリング事業者に対しても公益事業特権を認めることとしてよいのではないか。(高橋構成員、相田構成員、林構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・シェアリング事業者が有する鉄塔等工作物については、認定電気通信事業者である移動通信事業者の基地局設置の用に供するものもあり、土地等の利用目的としては、移動通信事業者が利用する場合と同様。シェアリング事業が新たな事業形態であることも勘案し、シェアリング事業者に対しても、電気通信事業法における公益事業特権の適用が可能となるよう検討すべき。(JTOWER)

第7章 市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方

第1節 電報事業の規律の在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・ ユニバーサルサービスとの関係を踏まえると、独占を認めた上で料金認可等を一部緩和することもあり得るかもしれないが、基本的には現在の規律を維持するか否かの議論をしてもよいのではないか。(高橋構成員)
- ・ 国民生活に必要不可欠というには値しなくなつておらず、他の特定信書便事業者と同等の規制に緩和してよいのではないか。(相田構成員)
- ・ サービス提供は維持してほしいが、特定信書便事業者と同等の規制に緩和することは合理的ではないか。ただし、仮に事業を廃止する場合には、利用者保護の観点から、認可までは不要なもの、一定の退出規制や、廃止する場合における利用者に対する十分な周知がある方が望ましい。(大谷構成員)
- ・ 独占を維持する必要はなく、独占でなくなれば認可制もなくなるのではないか。(大橋主査代理)
- ・ 電報事業の見直しについて、各構成員の意見に賛同。電気通信事業に関する消費者保護ルールの中でも、事業の休廃止に係る周知が定められており、NTTには公営企業のイメージもあるため、変化する際は丁寧に変化していくことが重要。(西村(真)構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・ 国内電報について、代替手段の普及もあり利用が減少しているため、規制を見直してニーズを捉えた料金や提供条件を可能としていただき、他の特定信書便事業者と同等の条件で機動的に提供したい。(NTT)
- ・ 国際電報について、利用が激減し1日1通あるかないか程度で、かつて大口顧客の官公庁もここ数年の利用実績はないため、事業の位置付けを見直すため規制を緩和してほしい。(KDDI)

第2節 メタル固定電話の料金規制の在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・ プライスキャップ規制は利用者保護を目的としており、料金の低廉性を確保する手段として意義があると思うが、公正競争よりもユニバーサルサービスとの関係がより重要であり、ユニバーサルサービスWGで議論を進めてもよいのではないか。(林構成員)
- ・ メタル固定電話の料金規制の在り方について、プライスキャップ規制は、公正競争の観点はあるものの、基本的にはユニバーサルサービスの観点であり、そちらを注視すべき。(高橋構成員)
- ・ プライスキャップ規制について、ユニバWGでも並行して議論しているが、現在メタルで提供されている公衆電話や安心系のサービスがどう移行されるかが見えないと議論しにくいため、ユニバWGの意見も踏まえるべき。(相田構成員)
- ・ プライスキャップ規制は、事業展開の支障になっているものではなく、料金の低廉性の確保のための政策の選択肢の一つとして残しておくことが望ましいのではないか。(大谷構成員)
- ・ プライスキャップ規制は、メタル回線が縮退していく中で見直しは必要だが、利用者にとっての低廉性だけでなく事業者にとっての適正性の観点もあり、両方を見ていく必要がある。(大橋主査代理)
- ・ コスト高の地域の方が基本料金が安い等、現在のNTTの基本料の体系がゆがんでいることも踏まえ、基本料等の在り方も検討すべきではないか。(相田構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・ NTT東西は引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に公平にネットワーク提供等を行っていく考えだが、今後、メタル設備を縮退していくこと等を踏まえても、電話時代の規制・ルール(LRIC方式による固定電話の接続料算定やプライスキャップ規制等)は廃止すべき。(NTT)
- ・ メタル0ABJ電話は現状でも約1,400万加入存在し、電話のみのニーズも依然高く、メタル縮退後も光等電話単体サービスへの円滑な移行を実現する上で不当な競争やNTT独占を排除する制度の維持が必要。プライスキャップ規制は、ユニバーサルサービスだけでなく公正競争の観点でも議論すべきであり、接続・卸役務において競争が機能し、接続・卸料金が低廉化していくことによって小売料金の低廉化が進むことを目指すべきであり、今後、メタルが縮退した場合の光ファイバの接続料等も踏まえた上で、包括的に検討すべき。(ソフトバンク)

第3節 ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方

【構成員等からの主な意見】

- ・ 設備とサービスが分離可能となっており、その現状に適したものに法律を見直す機運が高まっている。(矢入構成員)
- ・ 電気通信事業の規律は事業者間の「責任分界」が重要であり、今後、物理的な接続点が存在しない形での利用形態等が出てくることを踏まえれば、事業者間の責任分界を明確化していくことが必要となるのではないか。(相田構成員)
- ・ 重要な論点であり、具体例を含めて議論に供してほしい。(大橋主査代理)
- ・ ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方について、新たなネットワークの利用形態が現状とどう異なるのかを明確化した上で検討すべき。(高橋構成員)
- ・ ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方については、まだ新たなネットワークの利用形態の事例が少ないため、今後利用形態を見極めた上で検討すべき。また、検討内容は、事業主体の捉え直し、利用者保護、技術基準等、公正競争に留まらず多岐にわたるため、電気通信事業全体の規律の整合性を確保する必要があることから、本ワーキンググループだけではなく、今後新たな場でじっくりと検討すべき。(林構成員)

【事業者等からの主な意見】

- ・ 情報通信インフラは、GAFAM等のプラットフォーマーによって、コアネットワーク機能やクラウド基盤上での拠点間の通信サービスが提供されるようになり、レイヤーの垣根を越えた通信サービスが展開されており、こうした市場変化を踏まえれば、設備の設置者や国内の事業者間の競争のみに着目するのではなく、多様なプレイヤーが多様な形態で競争を行っている実態を反映した規制・ルールへ見直していくことが必要。(NTT)
- ・ 現在の電気通信事業法は「設備」起点の規制ではあるものの、現実的には「機能」に着目した規制であり、仮想化・クラウド化が進展しても「機能」の提供に変わりはなく、公正競争の確保、サービスの安定供給、利用者保護等の重要性は変わらない。(KDDI)
- ・ 市場支配力の源泉となるNTT東西の保有する「特別な資産」とそれに付随するボトルネック性が、NTTグループの一体化や技術の進展(仮想化・クラウド化)

等によって、現行規制の枠外にある設備に移転することはあり得る。現行の設備を起点とした法制度で十分担保可能か継続的に検証することが適当。(ソフトバンク)

- ・ NTT東西の持つ「特別な資産」は、ネットワークの仮想化・クラウド化といった環境変化に加え、今後のB5G時代における電気通信市場及びその周辺市場(例えば、エッジクラウドを活用したICTソリューション等)の拡大により、さらに重要性が高まることが想定。「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性の拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠。(楽天モバイル)